

日本の原風景  
*cultural landscape*

# 文化的景観

2015

全国文化的景観地区連絡協議会

# 目次

---

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 魅力ある風景を未来に 文化的景観                   | 1  |
| 全国の文化的景観                           | 2  |
| 文化的景観紹介                            | 4  |
| 平成 26 年度 全国文化的景観地区<br>連絡協議会日田大会の概要 | 62 |
| 全国文化的景観地区連絡協議会加盟団体一覧               | 78 |

## 例言

---

- 1 本書は、全国文化的景観地区連絡協議会の啓発冊子であり、平成 27 年度千曲大会の開催にあわせて作成したものである。
- 2 本書の編集については、千曲市教育委員会歴史文化財センターが行い、文化的景観の紹介については、各自治体が執筆を行った。
- 3 本書に掲載されている、写真および図面については、寄稿いただいた各自治体の提供によるものである。
- 4 本書の印刷は、芸術文化振興基金助成事業による助成を受けている。



## 文化的景観 cultural landscape

「文化的景観」とは、英語で「cultural landscape」、自然が作り出した景観に対置される人間が関与した景観を指す。この cultural landscape は「自然と人との共同作品」であり、「人間社会又は人間の移住地が自然環境における物理的制約の中で社会的・経済的・文化的な内外の力に影響されながら、どのような道をたどってきたかを例証」するものとして、すでに世界遺産の評価概念として使われてきた。

わが国では、平成 16 年の文化財保護法の一部改正によって「地域における人々の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」を文化的景観と規定し（法第二条第 1 項第五号）、文化財の新たな類型として保護を図る制度が始まった。この文化的景観の中で、特に重要で保護の措置が講じられるものについては、都道府県または市町村の申出に基づき重要文化的景観に選定し保存を図るとともに（法第一百三十四条第 1 項）、保存活用のために国の補助等が用意されることとなった。この選定の基準としては次の内容に定められている。

### 重要文化的景観の選定基準

- 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景勝地のうちわが国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの
  - (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
  - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
  - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
  - (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
  - (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
  - (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
  - (七) 道・広場などの流通・往来に関する景勝地
  - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうちわが国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

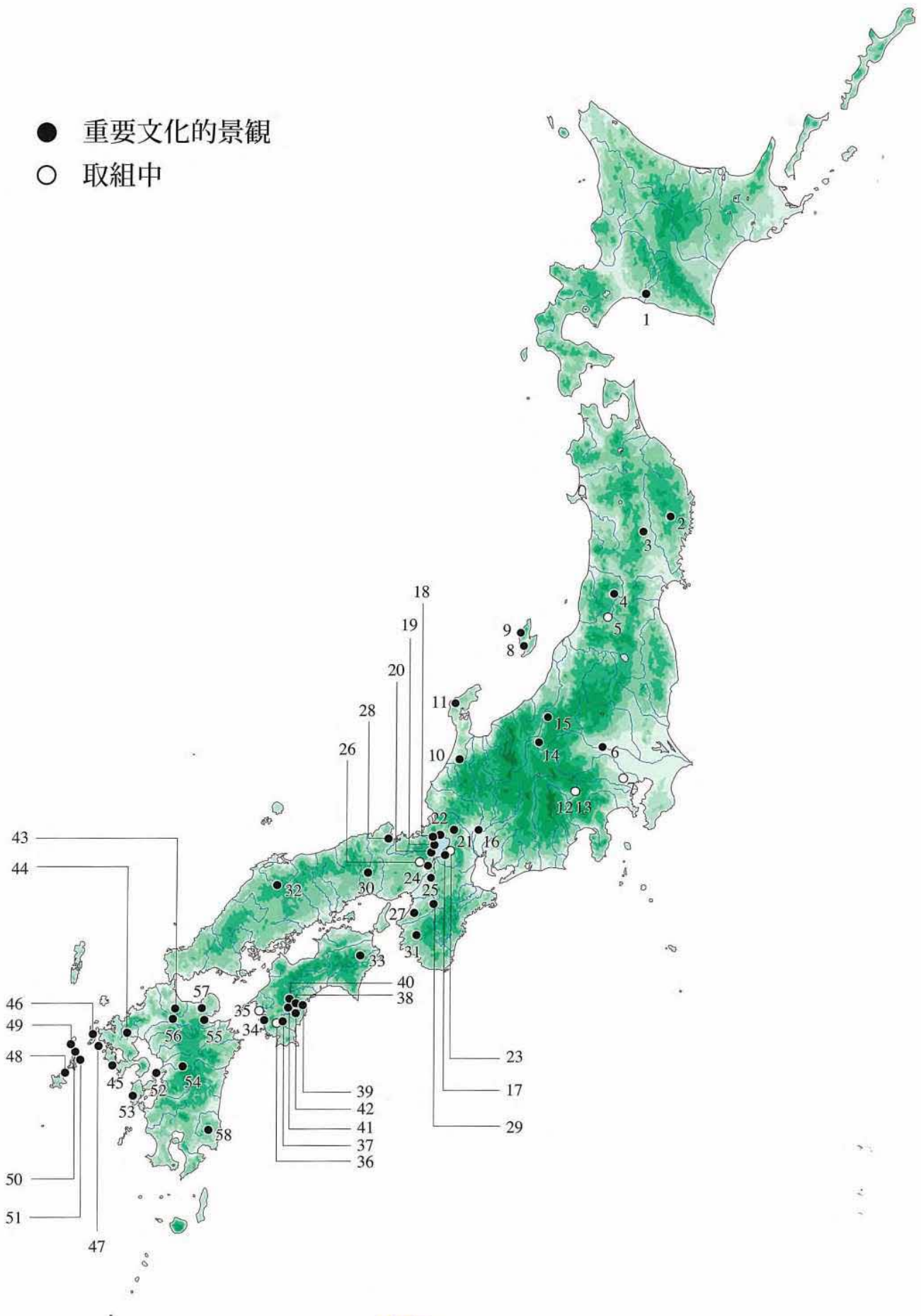
# 全国の文化的景観

平成27年9月現在

| 名称                            | 所在地          | 選定(当初) / 答申年月日 |
|-------------------------------|--------------|----------------|
| 1 アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観   | 北海道沙流郡平取町    | 平成19年7月26日     |
| 2 遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落            | 岩手県遠野市       | 平成20年3月28日     |
| 3 一関本寺の農村景観                   | 岩手県一関市       | 平成18年7月28日     |
| 4 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観          | 山形県西村山郡大江町   | 平成25年3月27日     |
| 5 最上川の流通・往来及び長井の町場景観          | 山形県長井市       | 取組中            |
| 6 利根川・渡良瀬川合流域の水場景観            | 群馬県邑楽郡板倉町    | 平成23年9月21日     |
| 7 野火止用水・平林寺の文化的景観             | 埼玉県新座市       | 取組中            |
| 8 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観           | 新潟県佐渡市       | 平成23年9月21日     |
| 9 佐渡相川の鮎山及び鮎山町の文化的景観          | 新潟県佐渡市       | 平成27年6月19日 答申  |
| 10 金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化         | 石川県金沢市       | 平成22年2月22日     |
| 11 大沢・上大沢の間垣集落景観              | 石川県輪島市       | 平成27年6月19日 答申  |
| 12 勝沼のブドウ畑とワイナリー群             | 山梨県甲州市       | 取組中            |
| 13 松里のコログキを干す集落               | 山梨県甲州市       | 取組中            |
| 14 姨捨の棚田                      | 長野県千曲市       | 平成22年2月22日     |
| 15 小菅の里及び小菅山の文化的景観            | 長野県飯山市       | 平成27年1月26日     |
| 16 長良川中流域における岐阜の文化的景観         | 岐阜県岐阜市       | 平成26年3月18日     |
| 17 近江八幡の水郷                    | 滋賀県近江八幡市     | 平成18年1月26日     |
| 18 高島市海津・西浜・知内の水辺景観           | 滋賀県高島市       | 平成20年3月28日     |
| 19 高島市針江・霜降の水辺景観              | 滋賀県高島市       | 平成20年8月5日      |
| 20 大溝の水辺景観                    | 滋賀県高島市       | 平成27年1月26日     |
| 21 東草野の山村景観                   | 滋賀県米原市       | 平成26年3月18日     |
| 22 菅浦の湖岸集落景観                  | 滋賀県長浜市       | 平成26年10月6日     |
| 23 伊庭の水辺景観                    | 滋賀県東近江市      | 取組中            |
| 24 京都岡崎の文化的景観                 | 京都府京都市       | 平成27年6月19日 答申  |
| 25 宇治の文化的景観                   | 京都府宇治市       | 平成21年2月12日     |
| 26 大堰川流域の文化的景観 保津川と船頭の里       | 京都府亀岡市       | 取組中            |
| 27 宮津天橋立の文化的景観                | 京都府宮津市       | 平成26年3月18日     |
| 28 日根荘大木の農村景観                 | 大阪府泉佐野市      | 平成25年10月17日    |
| 29 奥飛鳥の文化的景観                  | 奈良県高市郡明日香村   | 平成23年9月21日     |
| 30 生野鮎山及び鮎山町の文化的景観            | 兵庫県朝来市       | 平成26年3月18日     |
| 31 蘭島及び三田・清水の農山村景観            | 和歌山県有田郡有田川町  | 平成25年10月17日    |
| 32 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観         | 島根県奥出雲町      | 平成26年3月18日     |
| 33 檜原の棚田及び農村景観                | 徳島県勝浦郡上勝町    | 平成22年2月22日     |
| 34 遊子水荷浦の段畑                   | 愛媛県宇和島市      | 平成19年7月26日     |
| 35 松野町内の文化的景観                 | 愛媛県松野町       | 取組中            |
| 36 狩浜の段々畑と宇和海の文化的景観           | 愛媛県西予市       | 取組中            |
| 37 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来  | 高知県四万十市      | 平成21年2月12日     |
| 38 四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来 | 高知県高岡郡中土佐町   | 平成21年2月12日     |
| 39 久礼の港と漁師町の景観                | 高知県高岡郡中土佐町   | 平成23年2月7日      |
| 40 四万十川流域の文化的景観 源流域の山村        | 高知県高岡郡津野町    | 平成21年2月12日     |
| 41 四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田     | 高知県高岡郡梶原町    | 平成21年2月12日     |
| 42 四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来 | 高知県高岡郡四万十町   | 平成21年2月12日     |
| 43 求菩提の農村景観                   | 福岡県豊前市       | 平成24年9月19日     |
| 44 蕨野の棚田                      | 佐賀県唐津市       | 平成20年7月28日     |
| 45 長崎市外海の石積集落景観               | 長崎県長崎市       | 平成24年9月19日     |
| 46 佐世保市黒島の文化的景観               | 長崎県佐世保市      | 平成23年9月21日     |
| 47 平戸島の文化的景観                  | 長崎県平戸市       | 平成22年2月22日     |
| 48 五島市久賀島の文化的景観               | 長崎県五島市       | 平成23年9月21日     |
| 49 小値賀諸島の文化的景観                | 長崎県北松浦郡小値賀町  | 平成23年2月7日      |
| 50 新上五島町北魚目の文化的景観             | 長崎県南松浦郡新上五島町 | 平成24年1月24日     |
| 51 新上五島町崎浦の五島石集落景観            | 長崎県南松浦郡新上五島町 | 平成24年9月19日     |
| 52 三角浦の文化的景観                  | 熊本県宇城市       | 平成27年1月26日     |
| 53 天草市崎津・今富の文化的景観             | 熊本県天草市       | 平成23年2月7日      |
| 54 通潤用水と白糸台地の棚田景観             | 熊本県上益城郡山都町   | 平成20年7月28日     |
| 55 別府の湯けむり・温泉地景観              | 大分県別府市       | 平成24年9月19日     |
| 56 小鹿田焼の里                     | 大分県日田市       | 平成20年3月28日     |
| 57 田染荘小崎の農村景観                 | 大分県豊後高田市     | 平成22年8月5日      |
| 58 酒谷の坂元棚田及び農山村景観             | 宮崎県日南市       | 平成25年10月17日    |

● 重要文化的景観

○ 取組中



cultural landscape

# アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観

北海道沙流郡平取町

平成 19 年 7 月 26 日選定

北海道日高地方唯一の長流、沙流川(全長約 104km)の流域に広がる文化的景観です。選定範囲の主体部は、国有林・町有林からなる森林域と国・道が管理する河川域で、総面積は 4,381ha に及びます。

自然・歴史・文化の観点からの概括として、①落葉広葉樹林・針広混合林を主とした植生が基盤である②アイヌの伝統が基層にあり、今に繋がっている③これらに近代以降における開拓の営為が重層した多文化性・他民族性を包含している、という諸特性の混成をみることができます。

こうした景観の特性は、日高地方の景観としての典型性、全国的あるいは世界的な視野で見た場合の顕著な固有性を示すものでもあります。



二風谷区域の文化的景観 地域住民の暮らし(手前側)とアイヌ文化継承(奥側の博物館とチセ群等)において、地域の里山(背後の山林・河畔林)が果たす役割は大きい。今日においても食文化やもの作りの素材供給地として利用され続けている。近年は有用樹木の植栽や育成補助を通して、階層構造の複雑な森林植生への誘導が行われている。



宿主別区域の文化的景観 戦前は軍馬を生産するための林間放牧が行われていたが、1959年以降の大規模な草地化によって現在の牧野景観が形成された。1962年以降の黒毛和牛の導入・生産を機に「びらとり和牛」が町の基幹産業へと成長し、夏山冬里方式の放牧が継続的に行われるようになった。

平取町教育委員会 平取町立二風谷アイヌ文化博物館  
〒055-0101 北海道沙流郡平取町字二風谷 55 番地  
電話：0145-72-2892 メール：bunkazai2043@town.biratori.hokkaido.jp

とおの 遠野      あらかわ 荒川高原牧場      つちぶちやまぐち 土淵山口集落

とおの  
岩手県遠野市

平成20年3月28日選定

『遠野物語』に象徴される遠野の文化的景観。荒川高原牧場は、馬産地遠野の原点といえる景観で、早池峰山周辺の準平原に広がる牧草地を利用し、夏山冬里方式という独特の土地利用の在り方を示している。その麓にある荒川駒形神社は、馬産の守護神を祀る代表的な神社。土淵山口集落は『遠野物語』の題材を著者柳田國男に語った佐々木喜善が生まれ育った地で、物語の舞台となった場所や家屋敷が集まっている。遠野中心部と三陸沿岸部との中間地点に位置し、街道を軸に発展した集落であり、昭和34年（1959）に街道が切り替えられたため大規模な開発を免れ、遠野の農村部における集落景観と、伝統的な生活文化や共同社会をよく残している。



荒川高原牧場 馬産地遠野の原点といえる牧場景観



土淵山口集落 『遠野物語』の核心となる農村景観

遠野市遠野文化研究センター 文化課  
〒028-0515 岩手県遠野市東館町3番9号  
電話：0198-62-2340 メール：bunka@city.tono.iwate.jp

いちのせきほんでら

## 一関本寺の農村景観

いちのせき  
岩手県 一関市

平成 18 年 7 月 28 日 選定 (平成 27 年 1 月 26 日 追加選定)



曲線的な畦畔とひっそりと佇む若神子



小区画の水田に揺れる稲と本寺の景観

「一関本寺の農村景観」が所在する本寺地区は、その昔「骨寺村」と呼ばれた中尊寺の経蔵別当の所領で、中尊寺に伝存する国の重要文化財である2枚の「陸奥国骨寺村絵図」や古文書により、現在でも村の範囲や景観、内容を具体的に知ることができる荘園遺跡です。

平野部には、曲がりくねった土水路や不整形な小区画の水田が広がり、「イグネ」と呼ばれる屋敷林に囲まれた民家が点在しています。地域を取り巻く里山を中心に神社や祠が要所に祀られているなど、中世から連綿と続く土地利用の形態を維持しつつも、その時代に応じて緩やかな変化を加えた地域の人々の営みによって、この景観が形成されてきました。

一関市教育委員会 文化財課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電話：0191-21-2111（代表） メール：bunka@city.ichinoseki.iwate.jp

# 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

山形県大江町

平成 25 年 3 月 27 日選定

左沢の市街地は、山形県置賜地方から五百川峡谷を流れ下った最上川が、楯山にぶつかり大きく流れの向きを変えて村山盆地に流れ出る場所に位置します。

中世のころ、楯山には最上川を見下ろす大規模な山城がありました。また、江戸時代には、最上川沿いに米沢藩の「舟屋敷」が整備されて河岸が展開しました。そして、近郊で産出される青苧など農産物の取引を中心に、最上川舟運によって町場が発達します。

近代に入り、市街地を焼き尽くした大火や、鉄道開通など交通事情の変化を受け、時代にあった改変をしながら、今の左沢の市街地が形成されました。



大江町を流れる最上川



青苧で栄えた旧斎藤半助家（現大江町立歴史民俗資料館）

大江町教育委員会 教育文化課

〒 990-1163 山形県西村山郡大江町大字本郷丁 373 - 1

電話：0237-62-3666 メール：shakai\_k@town.oe.yamagata.jp

## もがみ 最上川の流通・往来及びながい 長井の町場景観

山形県 長井市 取組中



市街地(町場)全景 扇状地に展開する市街地 西山から流下する野川と最上川(手前)



立体交差する水路

山形県長井市は、山形県を貫流する最上川の上流域、長井盆地の中央に位置します。現在の市街地は、もとは二つの核を持つ町場でした。それぞれ中世から重なる町の構造がみられ、江戸時代後期に最上川が開削され、舟運が始まったことにより米沢藩の玄関口として大きく発展しました。舟運が衰退し、流通・往来のかたちが変わっても町場は衰退することなく、一つの町として発展してきました。

また、町場の位置は最上川の河岸段丘と野川扇状地の扇端部の微高地にあり、町中には網目のように水が流れています。水路を利用するための「かわど」が多く残り、屋敷内へ水を引き使用する「いれかわど」、立体交差する水路等、水と共に暮すかたちが見られます。

# とね わたらせ 利根川・渡良瀬川合流域の水場景観

群馬県 板倉町

平成23年9月21日選定

板倉町には、利根川と渡良瀬川との合流点に形成された低湿地が展開しており、水場と称されています。古来よりオオミズが多い地域であり害と益を受けながら、生活を営むための様々な工夫が行われてきました。自然堤防上に造られた沼除堤や水防建築の「水塚」、低地農法としての「川田」、薪をとるための「柳山」などです。

中世末期から近世(約400年前)にかけて造られた困堤や流路変更などの大規模な治水事業や水利システムによって、現在の穀倉地帯が形成されてきた歴史があります。

現在は、豊かな生態系が育まれ極めて良好な保全状況となっています。



水場景観全景



揚舟を使つての谷田川下り

板倉町教育委員会 生涯学習係

〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2067 番地

電話：0276-82-1111 メール：k-gakusyuu@town.itakura.gunma.jp

# 野火止用水・平林寺の文化的景観

埼玉県 新座市 取組中



文化的景観の中核を成す野火止用水

野火止用水は、承応4年（1655）、川越藩主松平信綱により武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲料水確保を目的に開削された用水路です。玉川上水から掘り起こされ、野火止台地を経て新河岸川に至る全長約24kmに及びます。昭和19年（1944）には埼玉県指定史跡となりました。

この野火止用水に沿って、武蔵野の面影を残す雑木林として知られる約43haもの広大な国指定天然記念物平林寺境内林を始めとして、農地や屋敷林が数多く残り、首都近郊にありながら豊かな自然環境や歴史的・文化的資源に恵まれています。都市化が進展する中でも、郊外部に残存する農業景観として、次世代へ継承する取組を行っています。



野火止用水沿いに平林寺の雑木林、農地が広がる

# 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観

新潟県 佐渡市

平成 23 年 9 月 21 日 選定

佐渡市南西部の西三川流域一帯は、平安時代の『今昔物語集』にみえる砂金採取の舞台とされており、佐渡最古の金山として明治5年(1872)まで採掘が行われました。

閉山後は、砂金採掘跡地や周辺の空閑地の農地開発、炭焼きなどをしながら、今日まで人々の暮らしが受け継がれてきました。中でも、西三川砂金山の中心地として栄えた笹川集落周辺には、長年の砂金採掘によって形作られた平地・急斜面を巧みに利用した屋敷配置や、砂金採掘で出たガラ石を用いた石垣などをみることができます。

このように、鉱業から農林業へと土地利用の移り変わりを示す独特な景観が評価され、県内初の重要文化的景観に選定されました。



笹川集落全景(北から)



住居の石垣に転用されたガラ石

佐渡市 世界遺産推進課

〒 952-1209 新潟県佐渡市千種 246 番地 1

電話：0259-63-5136 メール：k-goldmine@city.sado.niigata.jp

## 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

新潟県 佐渡市 平成 27 年 6 月 19 日 答申

佐渡市北西部に位置する相川は、17世紀初頭に大規模開発が始まった金銀山によって形成された鉱山町です。

慶長8（1603）年に佐渡代官に任じられた大久保長安により極めて計画的な町立てが行われ、職業別の町名や海岸部の埋立地、上町と下町を結ぶ石段など、往時の鉱山町の面影を残す諸要素が現在も良好に残されています。

明治以降、近代化を遂げた佐渡鉱山は、三菱への払い下げや戦時中の大増産期、戦後の大縮小を経て、平成元（1989）年に休山となりました。しかし、近世以来の地割を継承しつつ、各時代の町家や商家、鉱山住宅、行政施設などが残されており、金銀山の盛衰とともに展開してきた鉱山町特有の文化的景観を見ることができます。



鉱山町相川全景（北西から）



相川上町の旧鉱山住宅

佐渡市 世界遺産推進課

〒952-1209 新潟県佐渡市千種 246 番地 1

電話：0259-63-5136 メール：k-goldmine@city.sado.niigata.jp

# かなざわ 金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化

石川県 かなざわ 金沢市

平成22年2月22日 選定

城下町の構造は、概ね寛文年間に完成し、400年以上戦禍に遭わず大規模な改変を加えられないまま現在に至っており、市街地の街路や用水をはじめとする形態的な特徴は、城下町の計画性に基づくものであります。

また、三代藩主前田まえだ利常としつね、五代藩主綱紀つなのりによって推進され、城下町によって育まれた伝統文化（茶道や能など）や伝統技術（金箔や加賀友禅など）は、今もなお、金沢市民の生活の中に受け継がれています。

このように、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、城下町の都市構造を現在まで継承し、現在の都市景観に反映されるとともに、城下町が醸成した伝統と文化に基づく独特の界限を生み出す貴重な文化的景観であります。



長町地内を流れる大野庄用水



金沢21世紀美術館

おおざわ かみおおざわ まがき  
大沢・上大沢の間垣集落景観

石川県輪島市 平成27年6月19日 答申



秋の上大沢集落



冬の大沢集落

急峻な山が日本海に直接迫る能登半島輪島市大沢町・上大沢町は、海からの強い季節風から家々を守るため、竹を組んで作られた間垣と呼ばれる垣根で集落を囲み、今日まで生活をしてきました。間垣は、ニガタケという細い竹を縦に差して組まれており、夏は適度な日陰をつくり、冬は冷たい強風を防ぐとても機能的なものです。集落は、山と海に囲まれた狭い平地に存在し、背後の山々に点在する棚田での農業と全面に広がる豊かな海での漁業により人々が暮らしており、半農半漁の生活の中で、間垣を用いた街並みは、能登の里山里海的生活生業を知るうえで欠くことができない文化的景観です。

輪島市教育委員会 文化課

〒928-0001 石川県輪島市河井町20部1番地1

電話：0768-22-7666 メール：bunka@city.wajima.lg.jp

# 勝沼のブドウ畑とワイナリー群

山梨県 甲州市 取組中

甲州市勝沼地域のブドウ栽培の発祥については古刹・大善寺（本堂・国宝指定）を開創した僧行基に由来する説話があり、勝沼地域の歴史と深く関わってきました。江戸中期には山側の傾斜地などでの栽培でしたが、明治期以降に勝沼全域にひろがりました。近代化に伴いワイン産業が推奨され、明治10年には日本で初めての民間のワイン醸造会社が設立されています。

「甲州種」は日本最古のブドウの品種で、甲州種ワインは近年醸造家の努力により海外にも輸出され、高い評価を得ています。

江戸時代から続いてきたブドウ栽培は、明治期に誕生したワイン産業とともに発達し、勝沼地域にしかみられない文化的景観を育んできました。



緑のじゅうたんを敷いたような一面のブドウ畑



晩秋の風景 ブドウの種類によって紅葉が異なる

甲州市教育委員会 文化財課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

電話：0553-32-5076 メール：bunkazai@city.koshu.lg.jp

## まつ さと 松里のコロガキを干す集落

山梨県 甲州市 取組中



民家の軒先だけでなく、庭先でも吊るされる



棚干して余分な水分をとり、形を整える

渋柿を干して脱渋した干し柿は全国で見られますが、甲州市塩山・松里地区のものは「松里のコロガキ」としてよく知られています。カキは「甲州百目」という品種が主で、大きいもので400g以上にもなります。

コロガキ生産の始まりは、一説では武田信玄が推奨したともいわれていますが定かではありません。江戸時代には枝柿という名で甲府勤番から幕府へ献上されるほどの名物となっていました。

11月に入るとカキの収穫が始まり、皮を剥いて紐に括られた状態で硫黄薫蒸をし、表面殺菌の後、民家の軒先などに吊るされます。オレンジ色のコロガキのすだれは、晩秋の塩山松里地区の特徴的な文化的景観です。

甲州市教育委員会 文化財課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

電話：0553-32-5076 メール：bunkazai@city.koshu.lg.jp

おぼすて たなだ  
姨捨の棚田

長野県 千曲市

平成 22 年 2 月 22 日 選定

姨捨の棚田は、我が国で初めて文化財指定を受けた農耕地、棚田が織り成す文化的景観です。棚田は、冠着山（1,252 m）や三峰山（1,131 m）などを中心とする聖山（高原）を背に善光寺平を一望する標高 460m から 560m に至る面積約 40ha、約 1,500 枚の棚田が残っています。16 世紀半ばから造られていった棚田は、特に江戸時代には文学・絵画の題材に取り上げられるなど、文化的景観の優れたものとして指定を受けたものです。姨捨は、『古今和歌集』（905 年）に初めて「姨捨山の月」と歌に詠まれ、また『大和物語』（956 年）にみられる棄老説話等、古くから月の名所として数々の歌が詠まれてきました。



眼下に市街地や千曲川、善光寺平が広がる



遠く県境の北信五岳や志賀高原まで見渡せる

千曲市教育委員会 歴史文化財センター  
〒 387-0012 長野県千曲市大字桜堂 268-1  
電話：026-261-3210 メール：bunkazai@city.chikuma.nagano.jp

# 小菅の里及び小菅山の文化的景観

長野県 飯山市

平成 27 年 1 月 26 日 選定



石垣で区画された農地



参道（カイド）から望む妙高山

小菅山は7世紀前半と伝えられる修験の山で、戦国時代には北信から上越に及ぶ信仰圏を誇ったとされています。

小菅集落は、修験の霊場として繁栄した元隆寺の坊院群の地割が、現在も石垣等で区画され、居住地や耕作地として継承されています。

集落の水利体系では、北竜湖から用水を引いて田畑の灌漑、湧水等を居住地に引き込み、カワとよばれる溜池を設けて、洗い物や消雪など生活の各場面で利用しています。

集落周辺の山林は薪炭、建材に使われ、現在も例大祭「柱松行事」（国重要無形民俗文化財）の材料となっています。

信仰と生業の山、石垣による区割、水を利用した暮らしを特徴とした文化的景観です。

飯山市教育委員会文化振興部 市民学習支援課 文化財係

〒389-2253 長野県飯山市大字飯山1436-1

電話：0269-62-3342 メール：iiyamashi.kouminkan@city.iiyama.nagano.jp

# ながら がわ 長良川中流域における岐阜の文化的景観

岐阜県 岐阜市

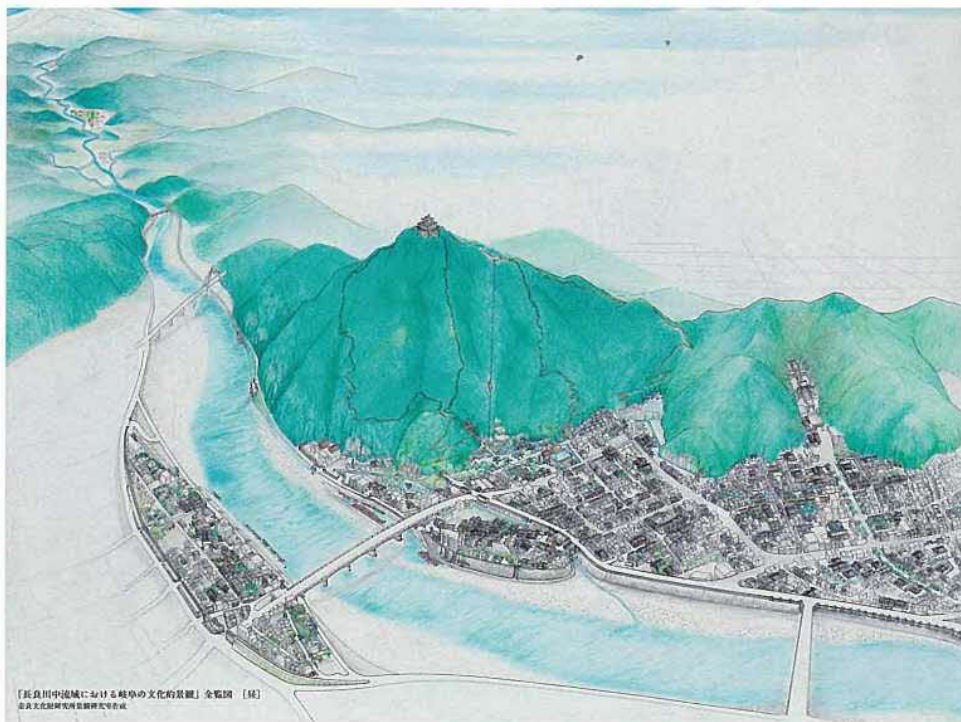
平成 26 年 3 月 18 日 選定

清流長良川は岐阜市の中央を横断するように流れます。川はかつて材木や和紙などを運ぶ問屋業の主軸であり、現在でも鵜飼漁（平成 27 年 3 月 2 日に国重要無形民俗文化財に指定）などの漁業の舞台となっています。

戦国時代、斎藤道三や織田信長は、金華山の防御性やこの地域の経済性を活かし、西麓に城下町を形成しました。その町割りは、城と山を強く意識させる形をしており、また信長は、居館からの眺めや鵜飼見物などで来訪者をもてなしました。

町は度重なる水害や濃尾震災からもほぼ形を変えることなく復興し、昭和初期まで発展し続けました。明治 43 年、金華山山頂に岐阜城が復元されると、人々は家屋において山や城が見える位置に本座敷をつくり、その眺めにより大切な客をもてなしました。

平成 27 年 4 月、この文化的景観のストーリーが日本遺産として認定されました。



戦国時代の町割りが継承される旧岐阜城下町（長良川の右側の町並み）  
（全覧図作成：奈良文化財研究所景観研究室）



座敷から見る金華山と岐阜城 写真中央のモミジの左側の山頂に復興天守がある

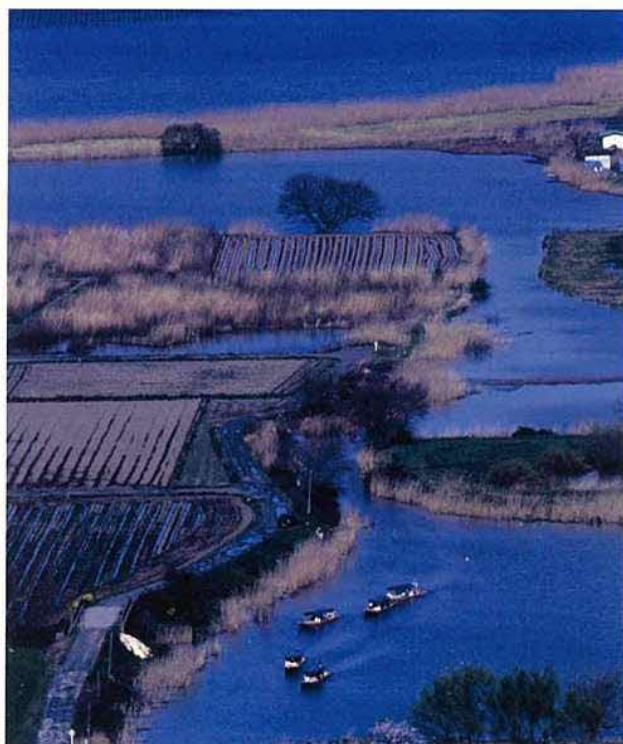
おう み はちまん すいごう  
近江八幡の水郷

滋賀県 近江八幡市

平成 18 年 1 月 26 日 選定



ヨシ地・複雑な水路・水田・集落・里山の5要素



西の湖

近江守護六角氏の本拠地であり、織田信長の拠点安土城跡と豊臣秀次の八幡山城跡に囲まれた文化的景観「近江八幡の水郷」は、琵琶湖の内湖である西の湖周辺で形成する水郷地帯で、ヨシ地、水路、水田、集落、里山の5つの要素をもった景観です。この5要素が自然的に貴重種を含め動植物が生息している中で、社会的にヨシの生産と加工、漁業、水田を形成した農業、そしてこれらを生業とした生活が現在でも営まれています。戦前までは現在はこの近江八幡の水郷が唯一で、琵琶湖周辺の原風景の一つであったことを伺い知ることができます。なお、八幡堀部分の選定域は、八幡重要伝統的建造物群保存地区とともに歩調を合わせています

近江八幡市総合政策部 文化観光課

〒 523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236

電話：0748-36-5529 メール：048200@city.omimachiman.lg.jp

たかしま かいづ にしはま ちない  
高島市海津・西浜・知内の水辺景観

滋賀県 高島市

平成20年3月28日 選定

琵琶湖の北西端の湖岸一帯に広がる「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」は、日本海から琵琶湖を経て京都・大津に向かう湖上・陸上交通網の結節点として古くから繁栄し、現在も江戸時代の宿場・港町の姿をしのばせる町並みや湖岸の石積みが残る地域です。

湖岸に約1.2kmにわたって続く石積みは、江戸時代中期に波除のために造られたもので、何度も修繕を繰り返しながら、住民が大切に守り続けてきたことが分かっています。

一方、アユ漁を中心とした漁業の拠点としても発展し、琵琶湖の環境に合わせて発達した伝統的漁法が今も継承されています。



海津・西浜の石積み



知内川のヤナ

高島市教育委員会事務局 教育総務部文化財課  
〒520-1292 滋賀県高島市安曇川町田中 455  
電話：0740-32-4467 メール：bunkazai@city.takashima.lg.jp

## 高島市<sup>はりえ</sup>針江・霜降<sup>しもふり</sup>の水辺景観

滋賀県<sup>たかしま</sup>高島市 平成20年8月5日 選定



針江のカバタ



集落内の水路

「高島市針江・霜降の水辺景観」は、市の中央部を流れる安曇川の伏流水を主な起源とした清らかな湧水によって形成された、多くの「カバタ」や複数の水路が存在する豊かな水辺景観です。

「カバタ」とは、集落内の多くの家庭で現在も使われ続けている、湧水を活用した石造りの洗い場（台所）のことで、この地域の「水とともに生きる生活文化」を代表するものです。ここでは、水の恵みに感謝をしながら、水を大切に使う暗黙の生活ルールが守り続けられています。

また、湖岸に広がるヨシの群生地は、地域住民の保全活動を含め、琵琶湖岸の代表的な景観となっています。

おおみぞ  
 大溝の水辺景観

滋賀県 高島市

平成 27 年 1 月 26 日 選定

「大溝の水辺景観」は、高島市南部の湖岸一帯に広がる水辺の景観です。南部には湖岸砂州により琵琶湖と隔てられた内湖（ナイコ）の乙女ヶ池、中央部には戦国時代末期に織田信長が内湖を濠に取り込んだ水城として築かせた大溝城の天守台跡、そして北部には城下の町並みが残り、地域の自然環境と歴史、人々の暮らしを伝えています。

城下町地区では、近世に遡る古式上水道システムが現在も維持されていて、それに伴う水路や、「タチアガリ」と呼ばれる分水塔などの施設を見ることができます。

また、こうした水を巧みに用いた生活・生業が現在も営まれていて、特徴的な水辺景観を形成しています。



乙女ヶ池と城下町を望む



西町通りの町割り水路

ひがしくさの  
東草野の山村景観

滋賀県 米原市 平成 26 年 3 月 18 日 選定



東草野最北部・雪の舞う甲津原



雪掘り野菜収穫体験の様子

米原市東草野は、滋賀県北東部の伊吹山地西麓に位置し、姉川上流の谷部に形成された山村で、雪と峠の流通・往来によって育まれた景観地です。

冬は日本海からの季節風の影響で例年約3mの積雪が観測されていることから、伝統的な民家には、カイダレと呼ばれる独特の広い軒下空間域を備えています。軒下には積雪時にも使用可能な作業場を確保しています。集落内の水路等は消雪に用いられるなど、豪雪に対応した生活の特徴が見られ、かつては冬季を中心とした特徴的な副業が発達しました。

峠を介し、隣接する岐阜県旧坂内村、滋賀県旧浅井町等との流通・往来は古くから盛んであり、現在でも「廻り仏」と呼ばれる習俗に表れています。

## 菅浦の湖岸集落景観

滋賀県 長浜市

平成26年10月6日 選定

菅浦は琵琶湖の最北端に位置し、東の葛籠尾崎と西の海津大崎に挟まれた大浦湾の東側にあり、湖岸の急峻な地形に生活・生業によって形成された集落構造を示す景勝地です。

菅浦は万葉集にも詠まれた、古くから湖上交通の重要な湊でした。平安時代に園城寺円満院大浦荘から自立し、以後日指・諸河の田島の領有をめぐる大浦との争いなど、幾多の係争を乗り越えてきたことが知られます。

村落の成立以来、住民の自立意識が高く、中世以来、共同組織である「惣」が作り上げられ、現在も決定権を持つ「長老衆」を置くなど緩やかに変容しながら継承されています。

中世の「惣」に遡る強固な共同組織によって維持されてきた湖岸集落は、『菅浦文書』などにより、集落構造や共同体の在り方を歴史的に示すことができる稀有な事例として重要文化的景観に選定されました。



菅浦の集落と里山



船溜まりから集落を望む

## 伊庭の水辺景観

滋賀県 ひがしおうみ 東近江市

取組中



集落中心を流れる主流路伊庭川沿いのまちなみ



集落内水路に囲まれた屋敷地

伊庭集落は、かつて琵琶湖最大の内湖（中ノ湖、現在は干拓された）に面した地域の中心的な集落でした。集落内に張り巡らされた水路には船が行きかい、集落中心部には商店が立ち並び、周辺地域から人々や物資が往来しました。しかし、昭和に入って内湖が干拓され、自動車社会が到来したことで水路は狭められ、今では商店もほとんど残っていません。現在は湖東地域の典型的な農村集落ではありますが、五月の伊庭祭りでは、山上から神輿を引きずりおろす奇祭「坂下し」などの習俗を今に伝え、これを支える在地や門徒、氏子などの地域のつながりを色濃く残します。集落内を廻る水路とこれに区画された地割が琵琶湖畔の水郷集落の景観を今に伝えます。

東近江市教育委員会

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

電話：0748-24-5677 メール：rekibun@city.higashiomi.shiga.jp

きょうと おかざき  
 京都岡崎の文化的景観

京都府 京都市

平成 27 年 6 月 19 日 答申

京都岡崎の地は、平安京の東を流れる鴨川と東山の山並に挟まれた地です。豊かな水を背景に、平安末期には院政の場となった白河殿や六勝寺などが、幕末には諸藩の藩邸施設の建設地として利用されてきました。明治23年に琵琶湖の水を引き込む琵琶湖疏水が開削され、水力発電や舟運に関わる諸施設が設けられました。南禅寺界限にはその水を庭園に利用した一大別邸群が形成され、いわば西洋的な技術を和の美に昇華した景観が現出します。以後博覧会の会場として利用され、平安神宮、美術館や動物園等を核として、京都を代表する文教地区が形成されてきました。このように、千年以上にわたる大規模な土地利用と、豊かな水利用が特徴的な景観です。



無鄰菴



琵琶湖疏水

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

〒 604-8006 京都府京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 Y・J・Kビル 2階

電話：075-366-1498 メール：bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

## 宇治の文化的景観

京都府 宇治市

平成 21 年 2 月 12 日 選定



宇治茶独特の覆下栽培 茶棚に登りワラを敷くのはサーカス並技術



まちなかでの製茶風景 奥に大正 14 年製の茶葉乾燥炉が稼働する

宇治の文化的景観は風光明媚な宇治川景観を骨格に、平安時代に藤原氏の別業地として発展したまちに中世以来の伝統的な茶業風景が息づく文化的景観です。

宇治は小河川が形成した扇状地形が発達し、茶の栽培に適した水はけの良い砂地が広がっています。この地質特性が室町時代に茶業を根付かせ、江戸時代には天下の茶どころとなります。

栽培方法も伝統的です。安土桃山時代が始まりとされる覆下栽培はヨシズとワラで茶園を被覆し、日光を遮って茶葉を育てます。抹茶や玉露はこの方法で栽培され、一葉一葉丁寧に手摘みし、まちなかの茶工場で荒茶に仕上げられています。宇治には栽培から製茶、販売までの一連の茶業景観が伝えられています。

宇治市歴史まちづくり推進課

〒 611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

電話：0774-22-3141 メール：rekimachi@city.uji.kyoto.jp

# 大堰川流域の文化的景観 保津川と船頭の里

京都府 亀岡市 取組中

亀岡から嵐山へと流れる保津川では、古代より水運が発達し、近世以降、保津峡の入り口に位置する保津・山本は、物資輸送の中継地として船頭や筏師という特別な生業が発展しました。保津川には、川を安全に下るための水制（水寄せ）などの伝統的な舟運の景観が操船技術とともに現在の船下りに継承されています。両集落には、船道具に必要なシュロを植え、水神を祀るなど船頭に関わる特徴がみられます。川周辺の低地は耕作地、山林は、木材や薪、船道具の材料などを採取する場であり、生活や農業を支える水源地でもありました。保津川の恵みや脅威と向き合い、田畑や山林のつながりを活かし、周辺の自然と折り合い育まれてきた文化的景観があります。



保津峡に入る狭隘部の山裾に広がる山本集落（出水伯明撮影）



保津川の船下り 左に水寄せ（石積みの水制）がある（出水伯明撮影）

亀岡市教育委員会

〒 621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8

電話：0771-25-5068 メール：syakai-kyouiku@city.kameoka.kyoto.jp

みやづ あまのはしだて  
宮津天橋立の文化的景観

京都府 宮津市 平成26年3月18日 選定



智恩寺の門前町 左手に江戸時代から続く四軒茶屋が並ぶ



溝尻の舟屋群

日本三景の一つとして知られる天橋立は、西国三十三所霊場である成相寺や日本三文殊の一つ智恩寺、丹後国一宮である籠神社など、社寺と一体となった景勝地を形成し、和歌や絵画、庭園の素材となるなど日本を代表する「名所」となった。また、江戸時代より智恩寺や籠神社において発展した門前町では、近代以降、木造三階建ての旅館建築や近代和風建築の交通施設が展開し、近代観光地として重層的な景観を形成した。

さらに、府中地区の溝尻や文珠地区のどんぶちには舟屋が残され、阿蘇海を舞台とした漁村集落のたたずまいをみせる。

ひねのしょうおおぎ  
 日根荘大木の農村景観

大阪府 泉佐野市

平成 25 年 10 月 17 日 選定

大阪府南部の和泉地域の平野部から、和泉山脈の燈明ヶ岳を中心とする犬鳴山麓にかけての範囲に、五摂家の一つである九条家の荘園、日根荘に由来する農村風景が広がります。その中で山間部の大木は、犬鳴山に水源をもつ檜井川が流れる小盆地に位置し、和歌山県の粉河へ通じる街道沿いに拓かれた集落や農地が、荘園の名残を示す用水・地名などとともに受継がれ、和泉地域の山間農村として良好な文化的景観を形成しています。大木は日根荘の領主、九条政基が滞在し「政基公旅引付」を記した場所でもあり、国史跡日根荘遺跡も点在しています。中世より受け継がれる歴史・文化と豊かな自然環境が暮らしの中に織り込まれている農村景観です。



上空からみる大木地区（上が北）



重要な構成要素である、東ノ池周辺の棚田

泉佐野市教育委員会 教育総務課文化財係  
 〒 598-8550 大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 295-3  
 電話：072-463-1212 メール：kagayaki1@city.izumisano.lg.jp

おくあすか  
奥飛鳥の文化的景観

奈良県 明日香村 平成23年9月21日 選定



稲淵棚田 初夏の風景



稲淵の棚田 晩秋の風景

明日香村の稲淵には飛鳥地域でも有数の広さを誇る棚田の景観が広がっており、面積は8.75haに及ぶ。この広い棚田へ供給される水は3.5km以上もの上流から大井手をはじめとした15世紀に遡るとされる複数の井手を通じて供給されており、河床から50m以上もの比高差を誇る棚田を形成することを可能にしている。

また、飛鳥川沿いには緩斜面等を利用した集落が展開されるなど棚田とそれを維持する農業基盤が保たれている。さらに万葉植物が生息するなど稲淵の棚田と奥飛鳥の景観は歴史的居住空間と農業を中心とした生業のあり方を示す文化的景観が良好な状態で今に伝えられている。

明日香村教育委員会 文化財課  
〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原 91-3  
電話：0744-54-5600 メール：bunkazai@tobutori-asuka.jp

# いくの 生野鉾山及び鉾山町の文化的景観

兵庫県 あさご 朝来市

平成 26 年 3 月 18 日 選定

兵庫県のほぼ中央に位置する朝来市生野町は、古代から銀の産出地として栄え、江戸幕府、明治政府の財政を支えてきました。

「生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」は、兵庫県で唯一選定を受けており、国内の多くの鉾山町が閉山と共に町が衰退し凍結されていく中で、400年以上にわたり、採掘・製錬・運輸といった鉾業と鉾山町の発展にともない重層的に形成されてきた、今も生き続ける現役鉾山都市として、我が国における生活・生業の在り方を理解するうえで欠かすことのできない文化的景観として価値が認められたものです。

この鉾山町独特の景観と共に、鉾山文化の気風は今もなお色褪せることなく住民たちに受け継がれています。



旧生野鉾山職員社宅と鉾山町の町並み



トロッコ道跡 当時の面影が至る所に残っている

朝来市教育委員会 文化財課

〒 669-5153 兵庫県朝来市山東町大月 91 番地 2 朝来市埋蔵文化財センター内  
電話：079-670-7330 メール：maizoubunkazai@city.asago.hyogo.jp

あらざしま み た し み ず  
蘭島及び三田・清水の農山村景観

和歌山県 有田川町 平成25年10月17日 選定



有田川の穿入蛇行によって特徴的な段丘地形が発達する



扇形のユニークな形状をした蘭島の棚田景観

蘭島及び三田・清水の農山村景観は、和歌山県の中央部に位置し、景観の中心となる蘭島は、有田川に沿って扇形に張り出す河岸段丘地形に営まれた棚田景観として審美的価値が高く評価されています。当地域の開発は、中世の阿豆河荘に遡り、近世には大庄屋笠松左太夫による集落・農地開発が行われました。当地域では、灌漑水路は「湯」、水利組合は「田人」と呼ばれ、伝統的な水利慣行によって現在に継承されています。蘭島及び三田・清水の農山村景観は、大部分を山間地が占める厳しい自然条件下にあって、稲作や林業、豊富な水源やコウゾ栽培に適した霧の発生しやすい気候条件を活かした和紙生産等の生業によって形成された文化的景観です。

有田川町教育委員会 社会教育課  
〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原 136-2  
電話：0737-52-2111 メール：n.syakaikyoiku@town.aridagawa.lg.jp

# おくいずも 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観

島根県 奥出雲町

平成26年3月18日 選定

奥出雲町は、出雲国風土記（733年）に良鉄の産地と記載され、今日もなお世界で唯一「たたら製鉄」が継承されています。

たたら製鉄は、山々を大規模に切り崩し水流によって比重選鉱する「鉄穴流し」という独特な手法で営々と原料の砂鉄を採取し、山林を薪炭林として伐採してきました。この結果、大規模な地形改変がなされましたが、自然の恵みである砂鉄を採取した跡地は荒廃させることなく豊潤な棚田に拓き、良質米の産地に育て、山々は輪伐管理して保全してきたのです。

たたら製鉄は、世界に見られない産業と自然とが共生した傑出する文化的景観をつくりあげ、環境リサイクル社会の原点を見ることができます。



砂鉄鉱山跡地（鉄穴流し跡地）に拓かれた棚田



景観を特徴づける墓地などが所在する場所を残した残丘

奥出雲町教育委員会 社会教育課

〒699-1832 島根県仁多郡奥出雲町横田 1037

電話：0854-52-2680 メール：shakaikyoubu@town.okuizumo.shimane.jp

かしはら  
檜原の棚田及び農村景観

徳島県 かみかつちよう 上勝町 平成 22 年 2 月 22 日 選定



檜原の棚田



田植えの朝

徳島県上勝町に所在する「檜原の棚田」は、農耕と居住に関する複合的な景観として平成 22 年 2 月 22 日に重要文化的景観に選定されました。標高 500m ~ 700m の間に一群の棚田と農家が所在しており、周囲を深い山々に囲まれた地滑り地形である閉鎖的な窪地状地形に、平均勾配約 1/4 という急勾配の耕作地が展開しています。平均面積は 180㎡で、全国棚田百選の中でも最も平均面積の小さな棚田の一つです。

文化 10 年 (1813) の紀年名のある「勝浦郡檜原村分間絵図」に描かれている水田、里道、堂宇、家屋などの位置と詳細な照合が可能であり、200 年以上も土地の利用形態がほとんど変化していないことがわかります。

上勝町教育委員会

〒 771-4505 徳島県勝浦郡上勝町大字正木字平間 110-1

電話：0885-45-0111 メール：web-kyoui@kamikatsu.jp

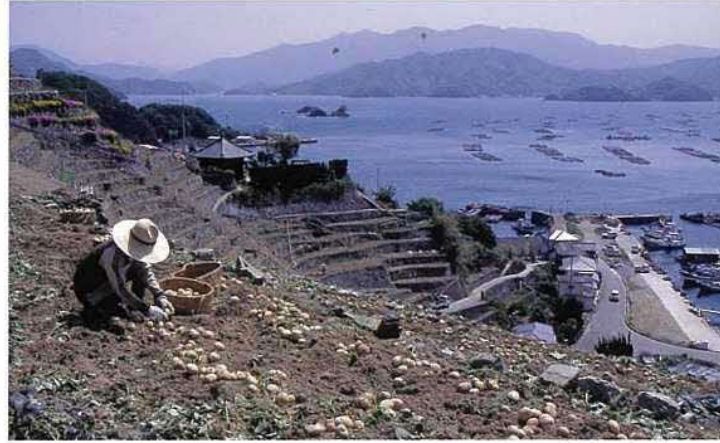
ゆ す み ず が う ら だ ん ぼ た  
遊子水荷浦の段畑

愛媛県 <sup>うわじま</sup> 宇和島市

平成 19 年 7 月 26 日 選定

宇和島市は四国西南部にあり、海岸線には延々とリアス海岸が続き、柑橘栽培と魚介類養殖が国内屈指の規模で営まれています。遊子水荷浦はその中の小岬にある集落ですが、ここには近世から続く半農半漁の営みを今でも見ることができます。

鯛を追い求めるため狭小で水に乏しい地に居を構え、生をつなぐため急峻な斜面を開墾していく、山海に昼夜を問わず休む間もなく働き続ける人びとの姿は沿岸部ではありふれた風景でしたが、昭和 40 年代から始まる産業変化がその風景を消し去っていきました。かつてを彷彿させる段々畑が水荷浦にのみ残った最大の要因となる先祖への畏敬の念は、保存団体「段畑を守ろう会」に受け継がれ、精力的に活躍されています。



春の早掘り馬鈴薯の収穫風景



夏に実施されているライトアップ風景

宇和島市教育委員会 文化・スポーツ課 文化財保護係  
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1  
電話：0895-49-7033 メール：bunka@city.uwajima.lg.jp

## まつのちょう 松野町内の文化的景観

愛媛県 松野町 取組中



奥内の棚田景観



逆杖のイチョウと薬師堂

松野町は、愛媛県の西南部、高知県との県境に位置しており、人口は約4,300人である。周囲は標高900～1,200m級の山々に取り囲まれた山間の町で、四万十川の支流となる広見川や自黒川が流れ、河岸段丘によって平坦地が形成される。主要な産業は農業で、米、桃、茶、梅等が特産品として知られ、川漁では伝統的なジゴク漁によって得られる天然ウナギも町を代表する水産資源となっている。

現在調査中の奥内地区は、遊鶴羽・下組・本谷・榎谷の大きく4地域からなり、日本の棚田百選にも選定された石積みによる棚田が広がっている。県指定の天然記念物である「逆杖のイチョウ」や町指定の建造物である「奥内薬師堂」など農耕や信仰に関連する文化財も多い。

松野町教育委員会 教育課（文化振興グループ）  
〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地  
電話：0895-42-1118 メール：m-bunka@town.matsuno.ehime.jp

# 狩浜の段々畑と宇和海の文化的景観

愛媛県 西予市 取組中

愛媛県南予地方の段々畑地帯の一角をなす「狩浜の段々畑」は急峻な山々を開墾し、石灰岩を主とした石積みが特徴で、約100haの畑で柑橘が栽培されています。

狩浜地区は江戸期から戦後まで半農半漁の暮らしが続き、作物は麦等の穀類をはじめハゼや桑、芋から柑橘へと移り変わりましたが、段々畑は今も現役です。集落に入ると、明治から昭和にかけて地域の主産業だった養蚕業の面影を色濃く残した家屋や、木造船の古材を外壁にした舟板張りの土蔵などが点在します。一年を通して、白い石積みと青い海、魚付林からなる緑のコントラストは絶景で、文化的景観の重要な構成要素として、調査を進めています。



集落温暖な気候の中、ほぼ全園で柑橘類を栽培

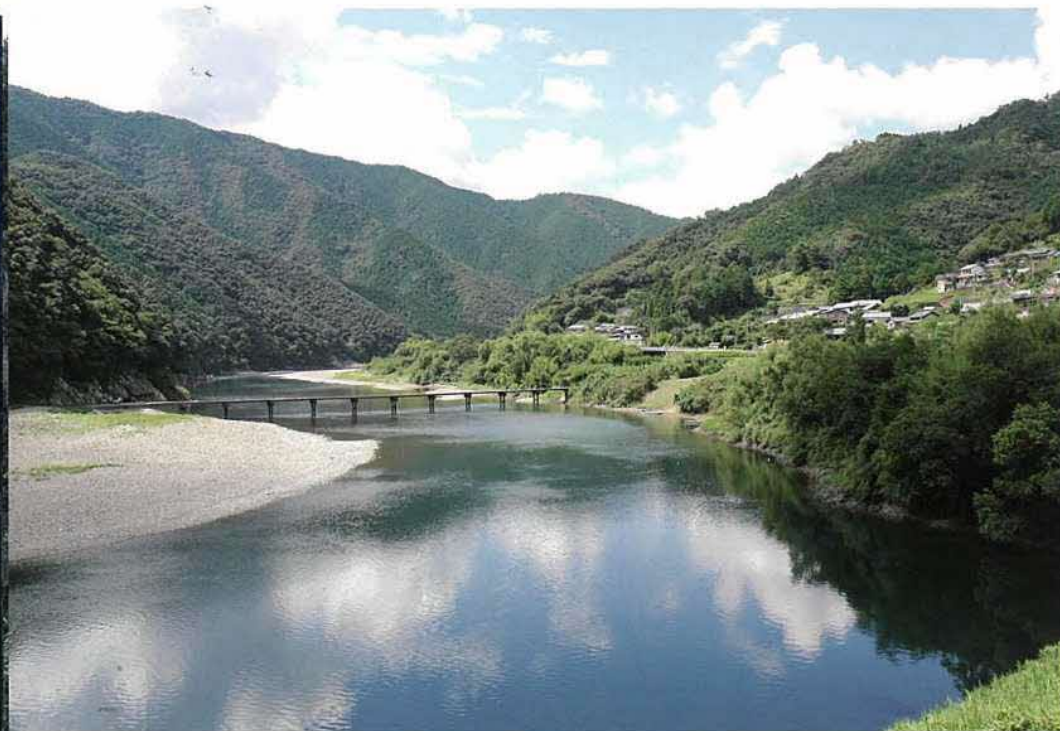


白い石積みの段々畑と宇和海にいだかれた狩浜（本浦）集落

西予市教育委員会 教育部 文化体育振興課  
〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目439番地1  
電話：0894-62-6416 メール：bunkataiiku@city.seiyo.ehime.jp

## しまんとがわ 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来

高知県 しまんと 四万十市 平成21年2月12日 選定



大きく蛇行する四万十川と岩間沈下橋



口屋内の沈下橋と橋へ続く坂道

四万十川流域の文化的景観は、高知県内の流域5市町が広域連携して取り組みを進め、河川全域が重要文化的景観に選定された景観地です。

四万十川流域では上流、中流、下流域ごとに地形や気候に応じた土地利用や川との関わりが続き、各々が独自性を保ちつつ四万十川を介して一体的な繋がりを紡いでいます。その最下流域に位置する四万十市の文化的景観は、豊かな生態系を育む汽水域を中心とした漁労や、川を使った物資の流通を基軸に形成された景観で構成されています。

とくに黒尊くろぐんから口屋くちや内地区は支流と本流、川港間を絆ぐ結節点として特徴的であり、河口の集積港として発達した下田地域しもだは港湾として特徴的な景観を今に伝えています。

# しまんとがわ 四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来

高知県 なかとさちょう 中土佐町 平成21年2月12日 選定

高知県中土佐町の「四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来」は、平成21年2月12日に重要文化的景観に選定されました。この地域は四万十川上流域に位置し、海拔300mの台地に川の流に沿って水田を開くとともに、林業との複合経営にその生業を求めてきました。本流や支流に多くの頭首工(堰)を設け、至る所に水路を張り巡らして農地を切り開き、また山林では97%を占める山林から伐り出された材木を陸路で久礼港まで運び近畿圏などに輸送しました。中世から構築され管理されてきた堰や水路、耕地や山林はその時代の人々の知恵と相互扶助により有効な形に修復され、姿を変えて現在の形となり文化的景観として選定されたものです。



石積の頭首工



日常生活で活用される水路

中土佐町教育委員会

〒789-1401 高知県高岡郡中土佐町大野見吉野12

電話：0889-57-2023 メール：kyoiku@town.nakatosa.lg.jp

## 久礼の港と漁師町の景観

高知県 なかと さちょう 中土佐町 平成23年2月7日 選定



水切り瓦と土佐漆喰



久礼内港

高知県中土佐町の「久礼の港と漁師町の景観」は、平成23年2月7日に全国初の漁師町の重要文化的景観として選定されました。港は中世より近代にかけて四万十川流域で生産された物資を搬出する重要な港として発展しました。海運による交易は久礼の街並みに多様な文化をもたらせ、水切り瓦や土佐漆喰など、襲ってくる台風の暴風雨に曝される人々の知恵と工夫の跡が残っています。戦後には鰹漁が久礼の中心産業へと発展し、家屋が密着し庶民的な漁師町の中で玄関脇の流しで魚を捌く人々の暮らしを見ることができます。中近世に繁栄した港を核として形成された市街地が、鰹漁とともに発展した漁師町や漁港等により形成される独特の文化的景観です。

中土佐町教育委員会

〒789-1401 高知県高岡郡中土佐町大野見吉野12

電話：0889-57-2023 メール：kyoiku@town.nakatosa.lg.jp

# しまんと 四万十川流域の文化的景観 源流域の山村

高知県 津野町

平成21年2月12日 選定

豊かな自然が多く残る四国山脈に囲まれ、「日本最後の清流」と言われる四万十川の源流域にある津野町は、総面積の約90%を山林が占め、平野部が少なく、耕作地や居住地は河川の河岸や山林の傾斜地に配置されています。急峻な地形の斜面を利用して石垣を築き、造成された土地には段々畑や棚田、茶畑が多く残され、山間地域独特の景観を形成しています。また、人の生活と河川を繋げるために用水路の整備や「一本橋」、「ゴンドラ」等の交通の手段の確保など知恵と工夫を凝らしてきました。建造物では江戸から大正期にかけて建築された古民家や茶堂などが残され、気候風土と人の生活や生業が共生して営まれ、現在まで継承されています。



桂地区の茶畑 九十九折りに茶畑が並ぶ



早瀬の一本橋 流れ橋と言われ、沈下橋の原型とされる

津野町教育委員会

〒785-0595 高知県高岡郡津野町力石 2870

電話：0889-62-2258 メール：kyouiku@town.kochi-tsuno.lg.jp

## しまんと 四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田

高知県 ゆすはらちやう 梼原町 平成21年2月12日 選定

梼原町は、総面積236 km<sup>2</sup>のうち、森林面積が91%を占めることから、古くから林業を生活の基盤にし、発展してきた町であります。また、農地や集落は町内に点在していて、特に水田は、急な地形にあることから、そのほとんどが石垣によって築かれており、その中でも神在居集落の千枚田（棚田）は町内でも特に勾配のある場所にあることから、小さな規模の水田（畳1畳にも満たないものもある）が多い地区であります。また、四万十川流域で見られます沈下橋は、町内に8カ所あり、今でも農業や林業の作業に利用されています。本町の文化的景観は、沈下橋、森林、石垣のある棚田など自然に逆らわない生活の中で形成された景観です。



四万十川の最大の支流、梼原川と沈下橋



司馬遼太郎氏が万里の長城にも劣らないといった神在居の棚田

梼原町教育委員会 生涯学習課  
〒785-0695 高知県高岡郡梼原町梼原 1444 番地1  
電話：0889-65-1350 メール：yusuhara-t@kochinet.ed.jp

# しまんと 四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来

高知県 しまんとちよう 四万十町

平成21年2月12日 選定

高知県高岡郡四万十町に所在する「四万十川流域の文化的景観中流域の農山村と流通・往来」は、平成21年2月12日に選定を受けました。四万十町は、高知県の西部、町名の由来である「日本最後の清流」と言われる四万十川の中流域に位置し、集落の大半は四万十川およびその支流にありま  
す。四万十町における四万十川の流域は川幅が非常に狭く流れも急で周囲の大半が山間地である「大正奥四万十区域」、山間を大きく逆S字を描くような流路で蛇行を繰り返しながら流れる「四万十川中流区域」、谷底堆積平野によって形成された地形のなかを比較的ゆったりと四万十川が流れる「高南台区域」の大きく3つに区分されます。



佐川橋(通称めがね橋)



四万十川(三島)

四万十町教育委員会 生涯学習課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

電話：0880-22-3576 メール：noriaki-nishimura@town.shimanto.lg.jp

## 求菩提の農村景観

福岡県 豊前市 平成24年9月19日 選定



対岸のホラ吹き岩から望む求菩提山 250年前と変わらない景観を残す



豊前求菩提山絵図(明和元年:1764)

求菩提の農村景観は、霊山と、その麓の里に住む人々の関係が織り成す文化的景観です。天台修験の聖地であった求菩提山(782m)の行場をはじめ、修験者の生活の基盤となった山麓の村落・農地の姿を描いた18世紀後半の豊前(州)求菩提山絵図とも照合できる点で貴重なものです。

山の岩峰や岩窟群の位置や姿は往時と変わらず、山麓の鳥井畑の村落及び棚田・茶畑などの農地などが、ほぼ変わることなく現在に継承されています。野面積みの石積み棚田の区域には、ツチ小屋と呼ぶ石積みの農具保管庫が点在し、独特の農地景観となっています。

また、村落には、豊前修験道の祭礼の流れを汲むお田植祭をはじめ、季節の節目を成す伝統行事も今に伝えられています。

わらびの  
 蕨野の棚田

佐賀県 唐津市

平成20年7月28日 選定

蕨野の棚田は、唐津市の南端部に位置する、八幡岳(764m)の北向き斜面に立地します。野面積みを基本とし、平均3～5m、最も高いものでは8.5mに及ぶ石積みが、手のひらを広げたような5つの谷筋、約36haにわたり広がっています。

棚田の築造には2つの特徴があり、1つは「石垣棟梁」とよばれる専門の石工と、これを手伝う地区民が、「手間請」とよばれる協同の石築作業を行い、石積みの維持管理を支えてきたという点です。もう1つの特徴は、暗渠などを使用して棚田に水を配分する、水利システムの構築です。

このように、固有の石積技術や水利システムが、地域の協同作業に基づき発展、維持されてきた点が大きな特徴といえます。



早苗の緑がまぶしい棚田



彼岸花と棚田石垣

唐津市教育委員会 生涯学習文化財課

〒847-0013 佐賀県唐津市南城内1番1号 大手口センタービル6階

電話：0955-72-9171 メール：manabee@city.karatsu.lg.jp

## ながさき そとめ 長崎市外海の石積集落景観

長崎県 ながさき 長崎市 平成 24 年 9 月 19 日 選定



明治期のカトリック施設群とその一帯に見る集落景観



ネリベイ建物と宅地石垣、段畑

長崎市北部の外海地域は、17世紀はじめ、甘藷栽培の拡大に伴って斜面地の開墾が進み、畑が山頂まで切り拓かれました。急峻な地形が多い外海地域では、開墾の際に、数多く出土した、やわらかく加工しやすい結晶片岩を使った田畑や宅地の石垣、宅地の境界を示す石塀、家や倉庫の石壁、海の波や風を防ぐ石築地といった、4つの構造に分類される生活に密着した石積みが築かれてきました。

結晶片岩に赤土と藁すさを練り込んで築いた伝統的な石壁である「ネリベイ」のほか、明治12年に主任司祭として外海に赴任したド・ロ神父が伝えた、藁すさに代わり赤土に石灰を混ぜて築いた石壁である「ド・ロ壁」などがあり、現在も多種多様な石積構造物が数多く残っています。

長崎市世界遺産推進室

〒850-8685 長崎県長崎市桜町2-22

電話：095-829-1260 メール：sekaiisan@city.nagasaki.lg.jp

# 佐世保市黒島の文化的景観

長崎県 佐世保市

平成23年9月21日 選定

黒島は、佐世保市本土と平戸島南端部のほぼ中間地点に位置しています。江戸時代には軍馬用の牧場が営まれていましたが、享和3年（1803）に廃止され、跡地は農地として開放されました。その開拓のため、西彼杵半島の外海地区などから多くの人に移住し、現在に至る8集落が形成されました。

移住してきた人々は湧水の関係から島の縁辺部に住居を構え、そこから内陸に向けて開拓していきました。島は季節風や台風の影響を受けやすく、住居や畑には防風林が発達しました。特に島南部の蕨集落では、亜熱帯植物であるアコウが防風林として海側に植えられており、島に豊富な閃緑岩で築かれた石垣の上にアコウの根が張る、特徴的な景観が展開しています。



島北部の東堂平集落 沖の伊島（左）と幸ノ小島（右）までが選定範囲



島南部の蕨集落 海岸から内陸に向けた土地利用が良く分かる

佐世保市教育委員会 社会教育課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10

電話：0956-24-1111 メール：syakai@city.sasebo.lg.jp

## ひらどしま 平戸島の文化的景観

長崎県 ひらど平戸市 平成22年2月22日 選定(同年8月5日追加選定)



尾根に囲われた小規模な集落が海岸線沿いに連続する(春日町 撮影:日暮雄一)



地域で行われる交流を核にした景観保全活動(根獅子町)

「平戸島の文化的景観」は、島嶼という制約された条件の中で生活を継続してきた集落群によって構成される景観地です。石垣や石壁を有する木造家屋や海から連続する棚田群などが景観の特徴を決定づけています。また、これらの集落には16世紀のキリスト教布教に起源を持つ信仰形態が現在も継続するなど、400年以上に及ぶキリシタン文化に基づく景観形成のあり方に特徴があるといえます。地域の人たちが文化的景観の取り組みに期待することは、美しい風景を残すことだけでなく、地域活性化への確かな道筋です。小規模な集落ながら将来を見据えた取り組みを始めています。地域資源を生かしたまちづくりの取り組みを継続することで、地域の景観は発展的に維持されるといえます。

平戸市文化観光部 文化交流課  
〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508  
電話:0950-22-4111 メール:bunka@city.hirado.lg.jp

ごとう ひさかじま  
五島市久賀島の文化的景観

長崎県 五島市 平成23年9月21日 選定

五島列島中南部に位置する久賀島は、島の外延部を形成する標高200～300m級の山々から久賀湾に流入する河川は下流部に穏やかな傾斜の沖積地を形成しており、五島列島では珍しい棚田が営まれている。久賀湾に面した緩傾斜地には棚田耕作を生業とする比較的規模の大きい集落が形成される一方、急傾斜地が卓越する外海側には小規模な集落が形成され、段々畑での耕作や漁業が営まれてきた。

このように、五島市久賀島の文化的景観は、地形条件に応じて形成された集落及びその生活・生業の在り方、また島内のヤブツバキ原生林をはじめ、集落近傍に自生する椿樹とその利用によって特徴づけられる文化的景観といえる。



内幸泊地区の棚田



豊かな自然が残る猪ノ木地区の蜆

五島市市長公室  
〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1  
電話：0959-72-6111 メール：koushitsu@city.goto.lg.jp

## おぢか 小値賀諸島の文化的景観

長崎県 おぢかちよう  
小値賀町

平成23年2月7日 選定（同年9月21日追加選定）



小値賀島の遠景（南側より）



笛吹地区の町並み

小値賀町は長崎県五島列島の北部に位置し、主島である小値賀島を中心とした、大小17の島々からなります。島々のほぼ大半が火山活動によって造り出されたもので、粘性が低い溶岩は陸地には居住や耕作、放牧に適したなだらかな地形を産み出し、海岸部には豊かな魚介藻類を育む遠浅の磯場を造り出しました。

また、日本列島の西の端に位置することから、古くより、我が国と東アジア地域とを結ぶ海上交通の要衝として栄え、今でも多くのヒト、モノの流通往来により発展した港や居住地等によって形成された独自の文化的景観を見ることができます。

しんかみ ごとうちようきたうおのめ  
 新上五島町北魚目の文化的景観

長崎県 しんかみ ごとう 新上五島町

平成 24 年 1 月 24 日 選定

ごとうれつとう なかどおりじま  
 五島列島・中通島

北部の北魚目地域は細長く迂曲した半島状地形に 400 m 前後の山が連なる極端に平坦地が少ない土地である。付近の海域は豊かな漁場で、中世以降に海岸付近の好条件の土地に小さな漁業集落が営まれた。江戸時代中期以降になり、大村藩外海地方などから農民の移住があったが、多くがキリシタンのため既存の集落には入らず、山あいの中腹斜面を開き、甘藷栽培中心の集落を形成した。

既存集落の人たちは主に漁業を営み、仏教を守り「地下」と呼ばれた。対して移住した人々は農業を営み、キリシタン信仰を守り「居付」と呼ばれた。北魚目地域は特有の地形の上に地下と居付が互いに共生するために、多様で時に対極する集落景観が生み出された。



キリシタン移住により生み出された集落景観(江袋集落)



既存の漁業集落とキリシタン移住者の農業集落が対極する景観(立串集落)

新上五島町教育委員会 文化財課

〒 857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 578-36

電話：0959-42-0183 メール：sekai@town.shinkamigoto.lg.jp

しんかみ ごとうちょうさきうら ごとういし  
新上五島町崎浦の五島石集落景観

長崎県 しんかみ ごとうちょう 新上五島町 平成24年9月19日 選定



石畳、石垣、石段、石塀、腰板石など地元産砂岩の高頻度利用が見られる集落景観（友住集落）



腰下部に砂岩製板石を張り廻した技法が見られる集落景観（赤尾集落）

ごとうれつとう なかどおりじま  
五島列島・中通島東部の崎浦地域は、幕末以降、海岸に露出する砂岩質の「五島石」を採石することで、石材業が興った。主に板石製品として石畳に利用され、長崎、平戸を中心とし、九州北西部に広く流通し遠くは四国まで運ばれた。集落内においても砂岩が高頻度利用され、石畳、石垣、石塀、石鳥居をはじめ、生活用品である石臼、石流しなど多岐に渡り利用される。

際立って特徴的なのは、家屋の腰下部に木製板ではなく砂岩製板石を張り廻す手法が見られることで、人の背丈程の高い腰板石こしいたいしもある。崎浦地域は地元産砂岩の周辺地域への提供地であると共に集落内では砂岩の高頻度利用が見られる集落景観である。まさに百万個の石がある景観といえる。

みすみうら  
 三角浦の文化的景観

熊本県 宇城市

平成 27 年 1 月 26 日 選定

三角浦の文化的景観は、八代海と有明海を結ぶ三角ノ瀬戸と呼ばれる海峡を通して、古来より流通・往来が連綿と続き、人々の生活が地形を基盤に発展してきた風光明媚な場所である。

今回の選定範囲は、この三角ノ瀬戸の地勢を活かし築港され、世界文化遺産に登録された三角西（旧）港と海域の一部を含んだ 107.1 h a にあたる。

中世より、風光明媚な場所として知られ、小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）など多くの人々が訪れ、見物・観光・保養地として賑わった。

明治期に築港した三角西（旧）港は、合理的な土地利用が考慮された近代港湾都市として、明治期の地割りが現在もそのまま利用されている。



三角西（旧）港



三角ノ瀬戸（手前が八代海、奥が有明海。左奥に島原半島を望む。）

宇城市教育委員会 世界遺産推進室

〒 869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

電話：0964-32-1428 メール：sekaiisanshishinshitsu@city.uki.lg.jp

あまくさ さきつ いまとみ  
天草市崎津・今富の文化的景観

熊本県 天草市 平成23年2月7日 選定



漁村特有の密集集落の中に佇む崎津教会と海岸に造られたカケ



迫地形に営まれた農村と山間部のみかん畑

崎津・今富地区は、天草下島の南西部、東シナ海に開港する羊角湾の最奥にあります。

入江に面する崎津は天然の良港を活かした漁村であり、山と海が狭隘な土地に集落を形成しています。集落には家同士が軒を連ねることで形成する海に出るための道「トウヤ」や、船舶の係留や漁具整備のための施設である海上構造物「カケ」が設けられるなど、狭い土地の中で効率よく生業を営むための工夫がうかがえます。

入江の最奥にある今富は、山に囲まれた迫地形に集落が点在し、江戸時代以降の干拓事業で農地を拡大、農業や林業で生業をたてました。

両地区には「メゴイナエ」と呼ばれる行商が往来し、生活物資を互いに補完することで生活を営みました。

# 通潤用水と白糸台地の棚田景観

熊本県 やま と ちよう 山都町

平成 20 年 7 月 28 日 選定

平成 21 年 7 月 23 日

平成 22 年 2 月 22 日 追加選定

～流通往来の景観地としての側面～

「通潤用水と白糸台地の棚田景観」は、四方を河川に囲まれた台地の土地条件を克服するために建造された「通潤橋」を含む延長 40 km 以上にも及ぶ農業用水「通潤用水」によって形成された農村と棚田の景観地です。

約 160 年前の近世後期に大規模な基盤整備が実施された背景には、白糸台地が九州山地から有明海へ貫流する一級河川「緑川」の最上流に位置し、古来より流通・往来の結節点であったことに起因します。特に、台地の南端には、船着場に接続する津留集落のほか、用水建設直後に整備された古道「津留ヶ渕道」があり、流通・往来の特徴が顕著に表れ、文化的景観の価値の一つとして重要です。



白糸台地の南端部と津留集落



津留ヶ渕道

山都町教育委員会 生涯学習課

〒 861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地

電話：0967-72-0443 メール：shogai@town.kumamoto-yamato.lg.jp

## 別府の湯けむり・温泉地景観

大分県 別府市 平成24年9月19日 選定



鉄輪温泉の湯けむり景観



明礬温泉の湯けむり景観

別府の湯けむり・温泉地景観は、全国有数の泉種と湧出量を誇る地下の温泉資源を、日常の生活や生業に取り込んで成立した文化的景観です。

別府古来の自然湧出泉による温泉地は「別府八湯」と総称され、江戸時代後期までは農閑期を中心に周辺の地域から湯治客が集まるものでした。明治時代以降は、別府港の築港、鉄道・道路の整備により観光客が増加し、別府は一大観光都市へと発展しました。その中でも鉄輪温泉・明礬温泉では、近世の旅籠・木賃宿に起源を持つ宿泊業が現在も旅館又は貸間として継続しています。

温泉以外にも、江戸時代の史料に記録される地獄釜の蒸し料理や明礬温泉の湯の花が入浴剤として販売されるなど、別府に特徴的な温泉蒸気の利用も認められます。

小鹿田焼の里

大分県 日田市

平成20年3月28日選定

「小鹿田焼の里」は、江戸時代中期から窯業を営む皿山地区と農業を営む池ノ鶴地区と周辺の山林から構成されています。窯業主体の皿山地区は、開窯以来「小鹿田焼」の伝統技術を継承し今に伝えたことが評価され、平成7年に重要無形文化財の指定を受け、300余年の作陶の伝統から土地利用の点においても特徴的な屋敷地の構成を生み出しています。

池ノ鶴地区は、狭隘な谷地において農業や林業を生業とする集落であり、棚田の石積や伝統的な屋敷地の構成が良好に保たれています。

水や木・土などと人が共生する中で育まれた小鹿田焼の伝統と、豊かな里の資源に支えられた地域で、自然とそこに住む人々の営みが一体となり創り出された特色ある景観です。



皿山地区の集落 小鹿田焼の伝統的製陶技法を守り伝える



池ノ鶴地区の棚田 狭隘な谷地にある棚田、江戸時代に築かれたもの

日田市教育庁 文化財保護課

〒877-0077 大分県日田市南友田町516-1

電話：0973-24-7171 メール：bunka@city.hita.oita.jp

たしぎのしょう おさき  
田染莊小崎の農村景観

大分県 豊後高田市 平成22年8月5日 選定



夕日岩屋から見た田染莊小崎の水田



鎌倉時代の古文書に登場する屋敷地の故地

宇佐神宮の根本莊園の一つであった田染莊は豊後高田市の南部に位置し、多くの莊園遺構や優れた仏教美術を現在に伝えています。中でも田染小崎地区は、莊官田染氏が屋敷を築いた地であり、美しい曲線を持つ古い形式の水田や、中世からの水がかりを伝える水路、中世から変わらない地割を持つ集落の屋敷地などが、鎌倉～室町時代の古文書や江戸時代の村絵図に裏付けられています。

上の写真は南北朝時代の古文書に登場する「夕日岩屋」からの景観です。田染莊小崎の神秘的な山林景観の中には、国東半島の山岳寺院群「六郷満山」最大の修行である「峯入り」のルートとなっている霊場が多く残されています。

さかたに さかもと  
酒谷の坂元棚田及び農山村景観

宮崎県 日南市 平成 25 年 10 月 17 日 選定

坂元棚田は、昭和初期の耕地整理事業で山間部にある集落の茅場を開墾して造られました。牛馬耕の導入を目的としており、圃場は矩形化されています。坂元棚田には明治から昭和初期の耕地整理に対する考え方が強く反映されており、この棚田の形態は今もほぼ当時のままです。

また、周辺の山々では藩政期より民間の資力・労力を用いた飫肥藩独特の杉植栽育樹法が展開されており、この施業体系は部分林制度として現在も引き継がれています。

棚田と山林に囲まれた集落の佇まいからは、個別分散型の農業から棚田での集約的稲作農耕、そして戦後の拡大造林による林業中心の生業へと変遷してきた集落の様子を理解することができます。



坂元棚田の全景



矩形化された圃場と馬道

日南市教育委員会 生涯学習課

〒 887-8585 宮崎県日南市中央通 1 丁目 1 - 1

電話：0987-31-1145 メール：bunka@city-nichinan.jp

## 平成26年度全国文化的景観地区連絡協議会日田大会の概要

日田大会は、平成26年10月29日(木)から30日(金)までの2日間の日程で、大分県日田市で開催されました。

### 【日 程】

10月29日(木) 役員会、総会、文化的景観講演会、研修会、情報交換会

10月30日(金) 現地研修会

#### 1. 平成26年度全国文化的景観地区連絡協議会 役員会

日 時：平成26年10月29日(木) 10時40分～

場 所：亀山亭ホテル

出席者：天草市他8団体、天草市(事務局)

#### 2. 平成26年度全国文化的景観地区連絡協議会 総会

日 時：平成26年10月29日(木) 11時20分～

場 所：亀山亭ホテル

出席者：文化庁記念物課(来賓)、天草市他21団体、天草市・日田市(事務局)

概 要：第1号議案 平成25年度事業報告について

第2号議案 平成25年度決算報告並びに監査報告について

第3号議案 役員を選任について

第4号議案 平成26年度運営方針(案)について

第5号議案 平成26年度収支予算(案)について

第6号議案 要望事項(案)について

第7号議案 平成27年度大会の開催地について

会長・中村天草市長の議事進行のなかで、第1号議案では、平成25年10月4日・5日に開催された四万十大会の様子を、第2号議案では、平成25年度決算並びに監査結果について、それぞれ報告を行いました。第3号議案では、平成26・27年度の役員選任案が承認されました。

第3号議案の承認を受けて、新旧役員が交代し、新会長・原田日田市長の議事進行で第4号から第7号議案について審議を行いました。第4号議案では、重要文化的景観の選定を目指す市町村への助言や協議会への加盟呼びかけ、研修会等の開催、文化的景観と協議会活動を紹介するためのホームページ開設準備などの事業について、第5号議案では、平成26年度事業に係る収支予算について、第6号議案では、「調査事業・保存計画策定に係る助成の充実」「専門的指導が可能な文化財調査官の充実」「文化的景観保護推進事業補助要項の改正」を要望することを提案しました。第7号議案では、次回大会を長野県千曲市で開催することを提案。すべての議案について、全会一致で承認されました。



## 3. 講演会

日時：平成26年10月29日(木) 13時25分～14時40分

場所：日田市民文化会館「パトリア日田」

出席者：加盟自治体、文化庁記念物課他 120名

演題：講演1「全国の文化的景観の状況について」

講師 文化庁記念物課文化財調査官 市原 富士夫氏

講演2「自然環境に育まれてきた小鹿田焼の里の文化的景観」

講師 久留米工業大学教授 大森 洋子氏

## 概要

講演1では、「広がる文化財」、文化財が属する時代が、古いところから新しいところへ拡大していること。文化的景観のように地域全体が文化財として取り扱われることを例に、文化的価値があると認められる範囲が広がっていること、大量生産で安価であるが粗悪なものがあふれ、安易で便利な方に走ってしまう現代で重要文化的景観・小鹿田焼の里の中で連綿と受け継がれてきた小鹿田焼の美についてや農業景観である棚田が農地としての多面的機能を持ち合わせていることなどが紹介され、経済的価値に置きかえられない役割や価値を主張することが、多くの方に景観を意識を持ってもらえ、景観の保護もしくは保全に繋がるのではないかと、また、新聞などでも取り上げられるようになった「重要文化的景観」であるが、制度自体の周知不足や「景観」というもののわかりづらさもあることから、正しい情報をもっと発信していくことの必要性など、パネルディスカッションに先立ち、景観とは何か、保全していくためには何を行うべきかを考えるためのキーワードが示されました。

講演2では、講師の目線で捉えた文化的景観として、今まで暮らしてきた日常の景観、その中にいかに価値を見出すかということが重要で地域に愛着を持って、それを保全していこうという意思があれば、それは文化的景観になるのではないかと捉え、農業集落と窯業集落それぞれが水や土や木など自然の恵みを活かし、自然環境と共生しながら生活してきた様子について、窯業集落で実施したアンケート調査では、小鹿田焼の里へは小鹿田焼の購入とあわせて風景や雰囲気を楽しむために訪れているという方が多く、自然と共生し、1960年代の民陶ブームに際しても機械化の道を選ばず互いに助け合いながら、伝統を守り抜いてきた地域性が「小鹿田焼の里」のブランド化に貢献しているのではないかと紹介。農業集落については、食と景観を結びつけたブランド化が農業維持に貢献するのではないかと、棚田の石積工事を例にコンクリートを使ってよいものか、悪いものかなど生活・生業の維持が重視される中で、変化する景観を容認している文化的景観の保存・修理方針は地域によって異なるものであり、その地域がかなり主体的に取り組むべきものではないかとの意見がありました。

また、増大する観光客が地域で暮らす人たちの妨げとならないよう、時間制限や入村料を取ることで観光コントロールする、駐車場やトイレの整備の必要性や景観の特徴を活かした観光客へのおもてなしについてなど海外の景観地の事例が紹介されました。



#### 4. パネルディスカッション

日 時：平成26年10月29日(木) 14時55分～16時25分

場 所：日田市民文化会館「パトリア日田」

出席者：加盟自治体、文化庁記念物課他120名

演 題：「文化財と観光—類型を超えて—」

コーディネーター 段上 達雄氏(別府大学教授)  
 パネリスト 後藤 宗俊氏(別府大学名誉教授)  
 大森 洋子氏(久留米工業大学教授)  
 五十嵐 勉氏(佐賀大学教授)  
 市原富士夫氏(文化庁記念物課文化財調査官)  
 柳瀬 晴夫氏(小鹿田焼窯元・地元)

段上 別府大学の段上と申します。これから「文化財と観光—類型を超えて—」というテーマで話合いをしたいと思うわけですが、実は私自体文化的景観にかかわってきましてのが4カ所ございまして、1つ目が福岡県豊前市の求菩提の農村景観。それと、こちら日田の小鹿田と。3つ目が、大分県豊後高田市の田染荘小崎の農村景観。そして最後が、別府の湯けむり・温泉地景観という、その4つかかわらせていただいて、これがまた全部性格が違うのですね。求菩提は霊山求菩提の麓の集落景観というか、棚田であるわけですが、同じ水田景観といいますが、田染荘のほうは棚田ではなくて、かなり平らな単斜面の水田景観になるわけですね。こちらの日田の小鹿田の場合は、皿山の窯業集落と池ノ鶴の棚田景観、これが2つの特徴ある景観を保持しているわけですね。別府のほうになると、もう本当の町、温泉街であるわけですね。そういうものを見てきて、文化的景観というのは何と幅が広いものであろうかということを実感してきたわけですね。そういう幅の広さの中には観光という問題が必ずつきまってくるわけですが、この小鹿田の景観において見落としがちなのが池ノ鶴の棚田景観ではないかなと。これも特色のある景観であるのですが、それについて五十嵐先生から少しご説明いただけませんか。

五十嵐 佐賀大学の五十嵐でございます。「小鹿田焼の里」の池ノ鶴の棚田の基礎調査、また保存管理計画の策定等に関わらせてもらいました。佐賀県唐津市にある「蕨野の棚田」とは、学生と一緒に調査段階から野良仕事をするまでずっと一貫してここ12年ほど関わっています。「蕨野の棚田」は「小鹿田焼の里」と同じ年に重要文化的景観の選定を受けました。ただ、文化的景観の取り組みとしては「蕨

野の棚田」のほうは文化的景観の保護が始まる当初のモデル地区として選ばれておりまして、その段階からずっと棚田の文化的景観としての特性なり、あるいは保存管理活用のところまでずっとかかわってきた経緯がございます。その関係で池ノ鶴の棚田に対する最初の印象は小規模だということでございまして、今4軒ですか、そのうち農家が3軒です。蕨野のほうは65軒くらいありまして、主たる農業として棚田で農業をしているのが40軒を超えています。規模の違いにも関係しますが、「蕨野の棚田」は農水省の棚田百選にも選ばれていますし、現在年間50トンの棚田米を生産し、そのブランド化にもある程度成功していて、営農を基軸にしている地区です。それに対して、池ノ鶴のほうは極めて自給的な棚田ですし、規模も小さいということもあって棚田の保全運動とか保全活動の歴史は基本的にございません。棚田米を積極的に販売するということでもいかない、そういう集落です。

先ほど大森先生から話がありましたように小鹿田焼の棚田(池ノ鶴)は皿山とセットで半農半陶の生業の一つのあかしとして棚田、池ノ鶴の棚田が含まれた経緯がございますけれども、実は全国にはいろん



な棚田がございます。東日本の土坡の棚田、西日本の石積みの棚田と大きく2種類に分かれますけれども、その中でも既に農水省の棚田百選に選定されていて、それなりにセマチナオシだとか、農道整備だとか、用水路の整備だとか、ある程度基盤整備が済んでから重要文化的景観の選定の取り組みに入ったところ、逆に池ノ鶴のように全く無縁に、それから世界遺産暫定リスト長崎のキリスト教会群関連で平戸だとか五島だとか、ああいったところで棚田が構成要素として重要文化的になっているわけですが、そういったところはいわば根っこに棚田の保全活動だとか、あるいは棚田米のブランド化、販売だとか、そういった歴史を持っていないところ、そういったところが重要文化的景観になってから、その後どのように戦略的に地域をつくっていくのかということとかなりの違いがあるということを感じております。それと、蕨野の棚田が選定されてから最初に取り組んだのは、石積みの棚田の天端のところにコンクリートを入れるという、いわゆる「あぜコン」というやつです。それから、九州地区は特にイノシシと鹿の獣害が深刻化しているわけですが、日田の場合は主に鹿の獣害が深刻である一方、唐津の場合にはイノシシの獣害です。その獣害対策としてワイヤーメッシュといいますけれども、高さが1.5メートルから2メートルくらいの針金のメッシュの防護柵を張りめぐらせたものです。この2つの棚田選定後の整備で文化庁といろいろ協議をし、文化審議会にも諮るわけですが、こういう「あぜコン」だとか「ワイヤーメッシュ」のような新しい景観要素、それが文化的景観の保護とどんなふうに整合がとれるのかということとかなり苦しんでまいりました。とりあえず良き前例なのか、悪しき前例なのかわかりませんが、蕨野ではそれを認めていただきまして、文化庁の予算ではなくて農水省の予算で整備いたしました。それが前例として効果があったのか、池ノ鶴でも、先ほど大森先生のほうからご紹介ありましたが、セマチナオシの整備、それから鹿の獣害対策としてのワイヤーメッシュ、そんなものまで張りめぐらすことができました。棚田というのはご承知のように営農の継続が極めて厳しい状況になる中でどうやって生業を継続していくのか。その場合、先ほど言いましたように棚田米の販売に力を入れるところ、オーナー制度に力入れるところ、いろいろありますが、基本的にはいわゆる農業だけではとても

維持できない状況の中で、今日のテーマとなっております観光のような、そういった別の収入源を確保してまでも何とか棚田の景観を守っていかなければいけない、そういう状況になっているのだということと今つくづく感じているところでございます。後でもう一回ぐらい発言の機会があると思いますが、そのときに蕨野の棚田で目指している新しいツーリズムについてご紹介を申し上げたいと思います。

**段上** はい、ありがとうございます。それでは、私のほうから「小鹿田焼の里」の特性について少しお話をしておきたいと思うのですが、実は小鹿田焼は平成7年に国の重要無形文化財に指定されております。陶芸技術の保持団体という形で実際に作業されている方たちが、いわゆる小鹿田焼技術保存会という会として全体で指定を受けているわけですね。これは小鹿田焼の場合、指定要件というのがあります、「これを守らないといけない」という決まりがあるのですが、それを読み上げたいと思います。

1つ、「陶土は、小鹿田皿山で採取された原土を唐臼で粉碎し、手作業で水簸・乾燥させたものとし、単味で使用すること。」これはもう地元の土しか使えない。それを手作業で精製したものでないといけないという意味ですね。そして2番目、「成形は蹴ろくろにより、大物作りは底打ち、練りつけ、腰継によること。」これも全部手作業、型を使うということはないわけですね。もう、ろくろも足で蹴って回すろくろを使う。3番目は、「模様つけでは、伝承された刷毛目、飛び鉋、櫛目、指描き、打掛け、流掛け等の技法によること。」釉薬も、これは細かく言っていると長くなりますので、もう伝統的な釉薬しか使えない。「調整は伝承された方法により、施釉は生掛けを基本とすること。」5番目、「窯焚き(焼成)は、これは伝承された登り窯によること。」

こういう要件があって、伝統的な小鹿田焼の作調等の特性を保持するというかなり技術的には古いやり方で、それを守りなさいよという言い方ですね。実はこれが小鹿田焼の最も、小鹿田焼の里のいわゆる窯業村落の景観をつくり出しているものになるわけですね。この技術は実は小石原にもかつてあったわけですが、小石原がもう先ほど大森先生が少し触れられましたけれども、ガス窯、電気窯、あるいは電動ろくろというものが入ってきて、窯元もたくさんあって大量生産に入ってきた。その中で小鹿田は土をつくるための唐臼が川のところで動いている。

そのこともまた人々を魅了していく。こういう伝統的な技法っていうのは、別に国が指定したからではないんですね。実は柳宗悦が昭和2年に小鹿田焼を発見するんですね。小鹿田焼を発見するというとおかしいですが、久留米の陶器屋さんで小鹿田焼を見つけ、彼はびっくりしました。そして、昭和6年に皿山を訪れるわけですが、この話を彼は本にしているわけです。この柳宗悦との出会いっていうのがその小鹿田焼の技術というものに大きく影響を与えているわけですね。今でもそうですけれども、東京の日本工芸館の学芸員の方の指導を受けているわけです。そういう点で、この小鹿田の窯元の人々は柳宗悦が提唱した、いわゆる民芸運動を実際にやっておられる、今なおやっておられる人たちというわけです。それが今でもその小鹿田の皿山の景観を形づくっていて、土づくりの水簸の船があったりとか、あるいは登り窯があったりとか、蹴ろくろで陶器をつくっている、そういうものを見ることができる。それが実は観光というか、人々を魅了して人々を招き寄せている。作品自体もとってもいいので、来たところでは必ずといっていいぐらい小鹿田焼を買って帰られるわけですが、それによって生業が成り立ち、そして景観が守られている。そういうところです。

実は国の重要無形文化財の、いわゆる焼物、これは保持団体の部では3つしかないんです。一つは柿右衛門です。もう一つが色鍋島です。もう一つが、こちら小鹿田の小鹿田焼ですね。柿右衛門にしても色鍋島にしましても、これは非常に高級ですね。高級だというと、小鹿田焼を別にけなしているわけじゃないですが、いわゆる茶道に使うような焼物です。ところが、小鹿田焼は庶民が使う焼物をずっと焼いてこられていて、これがその今ですね。昔ながらの伝統的な技法を守ってつくられている。これがやっぱり多くの人たちを魅了している一つの原因になっているのだらうと思います。だから、大型バスでやってきてぱっとおいて、土産物屋にどっと入って、自分の好きな焼き物を買って、またバスに乗って去っていくということではなくて、車でやってきて、その窯元を歩きながら自分の好きな器をじっくり選んで買って行く。そして、そのときに陶器づくりの状況を見ながら、こうやってつくっていくんだな、こうやって焼いているんだなというのを実感しながら体験的に学んでいくことができるという、そ

ういう光景は日本で唯一小鹿田だけなんです。そういう場所になっておまして、そういう点ではこういう言い方をするとちょっと文化庁に悪いんですけど、重要無形指定文化財に指定されなくても技術は伝えられてきたんだと。それをどういうふうにしていくかですよ。そういう中で、こういう文化的景観としても選定されていったわけですが、こういう小鹿田皿山の特徴というのを日田という町の中から見て後藤先生、どういうふうにごらんになりますでしょうか。

後藤 お話しありました重要文化的景観として小鹿田ということですが、その前にこの文化的景観という言葉はこうやって比較的よく似た制度として大森さんもかかわっておられます伝統的建造物があるんですけど、こちらは1975年の昭和50年のこれはもう高度経済成長の真っ盛りのすさまじい中で、もうこのままではこういうものは全部消えてしまうと。それで何か囲い込むような気持ちで設定された制度だったと思います。あのときは75年の法改正では議会の附帯決議があって、これは臨時的措置だと。今後、さらに検討改正が予想されると回答があった。その中で伝建というのがあった。また一方では圃場整備とか、そういうことがすさまじく農山村部で展開して、私どもが国東の荘園村落の調査を始めたときは、これは圃場整備に対するある種の防衛作戦として村の調査に入ったんですね。それをやっているうちに状況が変わってきて、本当に怖いのは圃場整備よりも、それもできないところが多いものですから、むしろやっていくうちに人がだんだん村から去っていくと。いわゆる過疎の問題ですね。それがもたらす農村の荒廃というのを目の前で見てきて、じゃあ今我々何かしないといけないというとき、国東の田染の調査のときに、あそこを何とか保護しようということで、最初に史跡指定をやらうとしたんですね。あの当時、往生して史跡にしようとした。ところが、実際史跡にしても、農業をやっておられるところですから、農家の人が水田を耕作してくれなければもう価値がないわけですから、これはもう行き詰まってしまって、何かいい方法はないかと。そのとき、もう既に何か新しい枠組みがないと、これはもういかんぞと。そのときに大分県歴史博物館の甲斐さんという当時の館長さんが「広域村落景観保全地区」という制度を仮称で提起いたしました。85年だった、もう20年以上前ですが、そ



す。伝統を維持してきたというのは、私たちは、としては全然考えてないんですよ。ただ、自分たちの先祖、自分の父であり、またその前のじいちゃん、もうずっとこれで行くんだということで代々そういうことで親子でそういうふうに言われてきたんですよ。今も自分の息子にも言いますけど、よその息子にも言います。自分たちがそういう年になりましたから。あとは、いちばん小鹿田が今を持続する原点はやっぱり自然にあったと思うんですよ。大森先生が前言ったような形で山合いの里のくぼ地にある。一子相伝なんかも、これは大学の先生がつけたんじゃないから、そういう規約は小鹿田にありませんけど、僕たちは自然にそういうふうにお客さんに言うようにはなりました。唐臼が大体(窯元全体で)47基あるんですけど、うちの場合は1箇月打たせます(原土の粉碎)。そうすると、粘土が親子でつくくらいしかできないんですよ、機械化しない限り。そうすると、今私のところで年間5回ぐらい焼いています。粘土ができないということは、1年でできる量も決まっています。粘土ができてくるだけ自分たちが作りましようとなります。わざわざ大量生産するということになれば、やっぱり機械で粘土つくとかしなきゃいけないんですけど、今先生たちがおっしゃっていただいた文化庁のほうから文化財の指定をいただいて、唐臼なんかも援助(維持に対する補助)が少しあるものですから、もうそういうのは絶対なくしちゃいけないということと、上薬も全部木灰、わら灰、長石、さびして、全部自然のものでつくっていています。

大学の先生方がここはいい(ところ)ということで九州で一番先に(重要文化的景観の選定を)いただいたような形ですけど、大変喜んでます。ありがとうございます。

**段上** はい、どうもありがとうございました。意識して提唱、守っていこうという意味じゃなくて無意識で、もうそのまま守っているような状況ですね、今のお話ですとね。

**柳瀬** それもありますけど、私、小鹿田の場合は長男が継いだり、次男がいますよね。次男はほとんど都会に行っちゃったりサラリーマンしています。ちょっと2人養い切らんですね。もうそういう話なんですよ。もう親子で家族でするぐらいじゃないと。

**段上** 小鹿田焼の場合はほとんど窯元の数は変

わっておりませんよね。そういう点では親子でやって、ちょうどそれが持続可能なスケールということだと思いますね。ありがとうございました。

観光ということで基調講演のほうで大森先生、バリ島の棚田の話をしていただきましたけれども、ああいう大規模な棚田での観光と、今回のような小鹿田の池ノ鶴のような非常に小規模なもの、こういう場合はどう考えていけばいいんでしょうかね。なかなか難しい問題で結論はすぐ出ないと思うんですが、何かもしお考えがあったらお教えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**大森** バリ島の場合、風景そのものがやっぱりすごく魅力的ですし、ある程度規模があるということで、それで観光客の集客人数も多いと思うんです。池ノ鶴もですね、私が最初見たとき、ものすごく感激いたしました。斜面がすごくきつところに中央に谷川が流れてて、両側に本当に地形に沿って棚田が築かれて、その周りにきちんとそれを耕している農家があるっていうのがこれは大変貴重なことだと思います。と申しますのも、きちんともうこの棚田をつくっているこの人というのがはっきりわかるわけですね。その周りにはシイタケを栽培しているところとか、あるいは石垣がありますけど、そこにお茶の木を植えられたりとか、何か石垣を栽培にまで使ってらしたりして、物すごく効率的な使い方をしていらっしゃるんですね。ですから、見れば割とであるんですけども、ここは小規模で、もう全体が全部見えるんですね。この農家がここを耕して、これをつくっているんだらうなという、そういったストーリーがはっきりわかるし、それから水利システムもおもしろいものがありますし、また周辺でとれる野菜とか、そういうのも主なものがあります。ですから、もう一目見ただけで全体の風景が捉えられて、そしてそこで地元産のおいしいものが食べられるっていうことになれば、これは大変魅力的じゃないか。それも小鹿田焼の器を使ってということになればですね。もしかして食べたお皿を持ち帰ったりとか、そういうことになればすごいブランド化ができるんじゃないかなと私は思っています。だから、小鹿田の池ノ鶴で食べる、こういう食事っていうのは風景、目で見て楽しめて、味も楽しめて、お土産もついているっていうような、またそういった独自のものもできるんじゃないか。ただ、小規模な棚田ですから、とれるお米の量もすごく限られておりま

す。ですけれども、池ノ鶴の棚田はすごく急傾斜で今回の重要文化的景観に加えて小鹿田と一緒にのところですけれど、そこに行くまでのところにも棚田が幾つもあるんですね。大浦川沿いですか。あそこにも棚田があって、石積みがあります。ですから、そういうところと共同なことで、もう少し範囲を広げられて、そして地元でとれる料理をそこで食べる。誰も小鹿田に行ってタイの刺身を食いたいと思いませんので、そういった本当地元のものをPRできるような料理を出せるっていうようなことになれば、これも予約制でもいいと思うんですが、年間のお客をコントロールしたいということであればですね。こういうのが考えられるのではないかなと思っています。

若干先ほどの教育ファームというお話をしましたけれども、実際ここでも田植え体験とかが行われているようなんですけれども、そういったことのモデルとして、ここは重要なところじゃないか。もちろん所有者がそうしたいと望まれてのお話です。うちはそんなことはしたくない、もう農業をやっているだけでいいということであれば、もうそれは選択になりますけれども、やはり維持していく上でどうしても農業以外に必要なであるということかがあればいろんな体験ができるんじゃないかなと思います。

段上 はい、ありがとうございます。この棚田に関してはまだ発言はしたいというふうにおっしゃられておりました五十嵐先生、もうちょっと学びの棚田とのかかわりも含めてご発言をお願いしたいと思います。

五十嵐 はい。文化的景観の保護制度が始まったときに文化庁のパンフレットに文化的景観を説明するときに棚田と里山というようなことを書いてましたよね。最初、この棚田あたりが文化的景観の選定の候補として全国のめじろおしだったかと思いません。棚田と観光でいいますと、先ほど大森先生からバリ島のお話がありましたけれども、これ私たちがよく知っているのはカルチャーランドスケープとして世界遺産になったフィリピンのコルディリエラの棚田群だと思います。これがつまり登録後に観光客が急増して危機遺産にまで陥ってしまった。それは農業離れだとか、景観の破壊行為が進むわけですけれども、バリ島の場合には既に国際的な観光地で、ある意味小さな島です。ビーチがあってデンパサールがあって、そこに西洋人を初めとして多くの海外

からの観光客がいて、世界遺産になる前から既にバリ、棚田のところまでオプションツアーで人が来ているところです。そういう意味でいえば、ある意味ヨーロッパのブドウ畑の文化的景観と同じように観光客にある程度対応できている。あるいは、対応できるという場所だろうと思うんですね。日本の棚田の場合には、少なくとも観光と直接的に結びついて成功した事例があるかという私はないと思っていまして、そもそも棚田で暮らしている人たちはその棚田の価値を外から今評価づけられて再認識はしていますけれども、そこに観光客がやってくるとか、やってきてほしいというようなことを本当に思っている百姓はそうはいない。むしろ1990年代くらいから棚田里山ブームが起こって、最初は写真家だとかアマチュアカメラマン等が殺到して、実は大変棚田地域のお百姓さんが迷惑をこうむったということが経験的にございます。それは農道に車で入ってきて離合できなくなるだとか、おばあちゃんを接近してズームアップで写真撮るとかですね。そのレンズの暴力です。そういったこともあって、棚田地域と観光の両立というのは実はかなり難しいと私も思っていました。重要文化的景観に選定されて、それによって観光客が増えたかという、そういう実感は私はそう感じておりません。これが世界遺産だったら全然違うんだろうと思います。それが長崎の平戸や五島あたりは棚田地域に観光客が殺到する可能性があると思いますけれども、少なくとも重文景観だから観光客が増えるということでは多分ないだろうと思っています。

とはいえ、葦野の場合にはもう10年になりますか、年3回大きなイベントをやります。ウォーキングイベントですね。最初のころは福岡からを中心として1,000名集まりました。今は市町村合併でちょっと補助金が減ったということもありまして、1回のイベントで200人前後ぐらいですけども、それでも年3回やります。そして、さまざまな報道等もございますので、それなりの知名度が出てきましたから、日常的に棚田の風景に接しに来るお客さんが増えてきたことは間違いございません。圧倒的に多いのがいわゆる健康ウォークの方です。歩こう会とか、そういった方々が増えてきて、一時の写真家だとか、そういった人たちではなくて、むしろ日常的に歩こう歩こう会のような健康志向の人たちがやってきます。そのときにやはり車で農道に入って

くることに対して嫌がる人も増えておりましたので、2年ほど前から蕨野フットパスというツーリズムの振興に今NPOとして取り組んでいます。フットパスというのは、イギリスが発祥の歩く観光のことですけども、ルールを守って歩いているかということです。ただ、イギリスの本来のフットパスというのは制度的に市民が農村地域を訪れることを保障するという田園へのアクセス権という合意があって成り立っているもので、日本でも北海道、それから山形県の最上川、それから山梨県のワイン産地、そして九州地区の各地でこのフットパスが運動として始まってますけれども、我々が目指しているのは本来型といいますか、イギリス型のフットパスです。村の中にちょっとした直売所があって、そこに広場がありますので、そこで車を置いていただいて、あとは決められたルートに従って歩いてもらう。決められたルール等を示すマップがこのマップでございます。見どころだとかビューポイントだとか、そういったものをマップ上に記しております。ここまでは何とかNPOでやったんですが、あとお金がなくて、要は道標ですね、サイン。道標をつくるお金がありませんので、今日、文化庁に改めてお願いしておこうと思うんですが、イギリスに行くとき細かな道標があって、マップと道標に従っていけば大体歩けるようになってます。その歩く観光を入れると滞在時間が少なくとも半日まで行かなくても二、三時間は滞在してもらえます。村の中にそしたら直売所がありますので、そこで野菜とかお米を買ってもらいます。つまりお金が落ちます。それから、村の中に農家レストランのそば屋さんができ上がりました。そばは遊休用地を使ったそば栽培をしていますので、そば屋さんで食事をとることも可能になります。今回、縁側カフェなんかもやっていますけども、そういう形の観光です。つまり農業とか生活と共存できる観光の形態をこれから探していこうと模索中です。イベントをやり続けるのはこれはこれでしんどいです。補助金もどんどん減ってきて集客力も減ってきていて、いつまでもイベント頼りのツーリズムをしようとは思っておりませんで、日常的にいつでも蕨野の棚田に行き散策できて、それなりの満足ができ、そして住民もそんなに負担感もなく、迷惑もこうむらない。そういう共存型のツーリズムを今一生懸命模索中であると。そういったツーリズムもありかなというふうに思っております。

段上 ありがとうございます。こういう文化財と観光という問題は昔からよく問題化しやすいところであるわけなんですけど、大体、文化庁自体が20年ぐらい前から方向転換をしまして、昔は文化財保護ってことしか言わなかったんですね。それが保護と活用という形で文化財をどう活用していくかという話になってきたのがこの15年間ぐらいではなかったらと思うんです。こういう中で、文化的景観の活用ということになったときに観光という問題は非常に大きな位置を占めると思うんですが、そのときも先ほど先生方のお話の中にもたびたび出てきていますように、もともと観光地であったところ、ところが全く観光地的な要素がないところが特に文化的景観として選定を受けて、いわゆる観光という話になっていくというようなことで、いろんな問題が出てくると思うんですが、そういう点、文化庁の担当の調査官としてはこういう文化的景観とこういう観光についてどのように考えているか答えていただくとありがたいんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

市原 ありがとうございます。頭の中が整理し切れてないんですけども、1点目文化財の保存から活用への方向転換というような話ですけども、方向転換というよりもどちらかというと文化財といっても余り皆さんに嫌がられなくなってきた風潮があって、文化財の話が公の中でできるようになって、それが文化財の活用、例えば遺跡の復元とか、そういう方向で人をもっと呼んで中を見てもらって復元、復元ではなくて本物を見てもらうような話で、そういう話に尾ヒレがついて行って観光というような話になってきて、最近では補助金の名前まで（文化財の保護のための補助金が）「文化遺産を活かした地域振興・活性化」になって何の補助金だかよくわからないような話にまでなってしまう状況があります。文化財が市民権を得てきて、文化財の説明を観光パンフレットに書いてもそれほど違和感がなくなってきているというような流れがあるのではないかな。そういう流れに文化庁は歩調を合わせている状況があるのだと思います。

また、観光については、多分普通の文化財というか、博物館や美術館にある文化財についてはマス・ツーリズムでも対応可能だと思うんですけども、文化的景観についてはうまくやらないと、合わないものがほとんどだと思います。バスで来て皆がぱっと

見てわかるような文化的景観というのは余りないし、小鹿田焼の里でも今日いろいろお話聞いて、やはり作業の工程とか、五十嵐先生も説明されたような、意識されていないけれど守られているような話まで聞かないと、あの景色から認識できることは限られていて、歩いていっているいろいろな話を伺えばわかると思うんですけども、なかなかバスツアーとかには合わないのかなど。そういう点で文化的景観とのツーリズムは余り相性がよくないのかなと思います。

ただ、今の五十嵐先生のほうからもお話がありましたけど、フットパスみたいな話と生活生業が成り立ってない地域の文化的景観、生活生業が成り立たなくなりそうな文化的景観については観光というのも一つのツールになるのではないかなと思っております。うまく使っていけばピーターを増やして行って、すぐには成果が出てこないかもしれませんが、持続可能な地域としていくツールになるのではないかなと思います。

段上 はい、ありがとうございました。文化的景観というのは、そこに住んでいる人たちの生業によって形成され、それが維持されるものだというふうに言われているわけで、ある意味で持続可能な生業というものをどう形づくっていくか。そういう点では、今調査官がおっしゃられたように観光もその一つの武器にはなるだろうと。ただし、いろんなお話を聞いている中で私が思ったのは、ただしケース・バイ・ケースで、その土地、その対象に即したやり方を地元の人を中心になって形づくっていくかなければいけないのかなというふうに感じました。

市原 五十嵐先生のほうから世界遺産を目指している平戸とか長崎の教会群の中では観光がうまくいくだろうという話はそのとおりだと思うんですけども、実際、群馬県の絹産業遺産群で登録された市町村には、結構たくさんの方が来ています。ただ現在は、地元が説明するためのストーリーをきちんとつくってないので、一過性の観光になりつつあって、説明し切れずに、「何だ、これは普通の家じゃないか、これを見に来たんじゃない」と怒ってみんな帰っている場面があると伺っています。それは文化庁としても不本意なことで、そのためにいろいろと準備してきたはずなんですけれども、うまく今まとめられるかわかんないんですけども、そういう圧力に対してきちんと来てすつとわかるようなものではないよ、ということをきちんと発信してから、来てもら

えるようにしとかないと、一過性のものは本当に一過性で終わってしまって、ピークが二、三年で10倍、20倍になって、それで数年後には普通に戻る。または、それ以下であそこはつまんないって、逆の負の影響も起きてしまう場合があるので、世界遺産を目指して活動されている方へ情報提供をさせていただきたい、と思い発言しました。

段上 はい、ありがとうございます。なかなか文化景観が文化財としては観光と結びつけるときにかなり注意が必要であるというお話ではなかったかと思えます。

(質疑応答)

参加者 平取町は、今文化的景観の2次選定の調査作業というのに入っているんですけども、先ほど最後にちょっと市原調査官の方がちらっと言ってたんですけども、一過性になりがちになるというふうな話をしてまして、平取町は今、都市のお客さんに平取町を見てもらおうという取り組みをしまして、3年目ぐらいに入ってきています。最初は単純にバスを出して、そこに希望者を乗せて連れてくるっていうようなことをやりました。それで何回かやっていて、当初は無料でやっていたものを幾らか負担してもらう形に展開していっています。でもやはり先ほどの一過性っていう意味でいうと、例えばバスの運行にかかわって、平取町の文化的景観と観光というのがすごく結びつくんだって自覚している人間はそこに対する勉強とかアピールとか、ストーリーづくりとかっていうのを自分たちで考えたり、共同で考えたりしていくわけなんですけども、特に平取町の場合はアイヌ文化っていうのがすごく強く残っている地域であって、なおかつ開拓の文化との交わっていたり、交わってなかったり、そういうマーブル状の状況がすごくおもしろいとは思ってやるんですけども、それを自覚、地元の間人がそれを深く認知するっていうことにどうも何か足並みがそろってないというか、差が出てくるというか、そうすると来たら観光型のアイヌ文化を見て、博物館を見て、がっと思っていて、ぱっと帰ってしまうパターンと、例えばよく勉強している地元ガイドさんがついたときには全然違う話が聞ける。これは、また来たいわと思う、そういうパターン等が出てくるんですよ。そうすると自分たちの中で自分の町がこんな特徴があるんだよ、っていう認知する必要があるんだなと思っています。そういう地元認知

度を上げる取り組みってというのが日田とか先行事例ではやっているのかな、っていうことをお伺いしたいと思い、手を挙げさせていただきました。

**市原** 私も幾つか関わっているのですが、いろいろ試行錯誤（多分こちらの先生方に伺ったほうがいいと思うんですけども、）私がやろうと思っていることは、今日全国の各重要文化的景観のパンフレットをざっと入口に並べていただいていますけれども、ああいうことを継続してやって、日本の中で自分の地域がどこに位置して、どういう景観がっていうことがわかるように、企画展示をいろいろなところでやったりすることです。例えばそれをホームページに載せて平取町さんをはじめ各自治体の市民の方が全国45カ所のうちのひとつだということを認識していただくような方向があるのかな、というようにも思っている試行錯誤しています。他の地域でまた別なやり方もやっていると思うんですが。

**段上** 今のその地域の意識を向上させるための周知の活動という問題が出てまいります。五十嵐先生、何か事例ございませんでしょうか。

**五十嵐** 世界遺産であれば誰でも知っていますので誇りに思えることなんですけど、重要文化的景観というのは当事者の村人でさえいまだにぴんとこない、知らんままです。これ日本遺産という名称にしたほうがよかったかと思うんですが、少なくとも我々は選定の効果を自覚する必要があると思うんですね。重要文化的景観に選定されたからこういう結果になった、こういういいことがあったということを知覚して共有できるところまで持っていけないと、恐らく意識の向上っていうのはなかなか難しいのかなと。例えば棚田であれば米がよく売れるようになったよとか、観光客が増えたよだとか、あちこちで褒められているよだとか、そういう選定の効果をいかにリアリティーとして実感できるか、それがなくなかなか地元理解っていうのは広まっていけないだろうと思っています。ですから、平取の場合にそのアイヌ文化の継承だとか、アイヌ文化の振興と和人の開拓者との歴史、そういったものが織りまざったモザイク景観だと思うんですが、そういったものを今の今生きている人たちがどこまで共有しているのかというのは、またその文化財行政とは別のところで人権教育であったり、いろんなところで多分総合的にせざるを得ないだろうと、そんなふうには思っております。

**段上** 平取町というと、私は35年前に1カ月ぐらい萱野茂さんというアイヌ文化の研究家のところにいたことがありまして、35年前の平取町というのは今はちょっと私最近行ってませんけども、牧場があるんですね。そして、アイヌ文化の当時は萱野さんの私的な資料館であったんですけども、そういうアイヌ文化とその近代の開拓のセットになっているような、非常に強い場所であったという印象を持っております。こういう周知活動というのはやっぱり時間がかかるといいますし、やはり活動をしていかないと地元の人たちも自分たちが住んでいる場所がどれだけ価値があるのか、なかなか気づかないんですね。当たり前だから、その景観が特別に素晴らしいということはなかなか住んでいる人には理解しにくい。けども、そういう認識しにくい人が実は一番地元の人ではないかという気が私などもするんですが、ただやっぱりそのそういう周知活動をずっとやっていかないといけないだろうし、景観を守るのは先ほども言いましたように地元の人たちがそこに暮らすことによって維持される景観ですので、そういう点では是非周知活動を継続してすぐに効果が出ないかもしれませんがやっていくのが一番だろうと。それをしないと、その文化財だけ上滑りしてしまう。こういう上滑りしてしまうというのは一番やっぱり避けなければいけないことではないかな、というふうに考えられます。

**大森** どこでもそういう問題はあると思うんですけども、例えばもう小さいところからの教育、やっぱり小学校ですとか、そういうところからきちっと郷土の誇りになるものとか、郷土の重要なものっていうのを伝えていくっていう、どこもやられているとは思いますが、そのときにやっぱり本物に触れさせるっていうことですね。それが大切だと思います。ただ、教室の中だけとかではなくって、やっぱりきちんと本物に触れさせて価値を伝えていくっていうようなのが重要じゃないかなっていうことで、これは文化的景観だけではなくって伝統的建造物群保存地区でもそういうことがやられています。

それから、いろんな研究者の方が入られて調査をなさっていると思うんですが、その価値について必ず説明会を開いて聞いてもらう。そしてまた、それをきっちりパンフレットでもいいですし、小さな冊子でもいいです。全世帯に配るとかですね。そういうことで少しでも地元の関心を持たせるっていうこ

とと、それから先ほど五十嵐先生がおっしゃってましたようにある効果が出てくると急に熱心になるってということももちろんございます。けれども、それ以外にもできるだけ地域の方と観光客の触れ合いの場をつくって、やっぱりその空気を見るだけじゃなくて、そこに住んでいる人との交流があるってということで、そこへの愛着ってというのが観光客の方もファンができるんですね。ファンをつくってやったら、今度は親類になるぐらいまでのつき合いになってくるとか、あるいは一過性だけではなくって、もう何回も来ていただけるようなファン層が増えるとかということもございますので、確かに地道な大変長い取り組みになると思いますが、何も言わなければもう本当に何もできませんので、いろんなやり方を、これからもっとやり方も出てくるかもしれないけれども、地道な取り組みっていうのは必要かなと思います。

後 藤 参考になるかどうかわかりませんが、私の身近なところで伝建の豆田、それから先ほどの文化的景観の国東田染の場合、共通していることがありまして、その選定される前に地域での取り組みが非常に長く先行していたということですね。田染の場合ですと、先ほどちょっと言いましたけれども、1981年から荘園村落調査っていうのが進んで、この間ずっと学識経験者の研究者たちと地元の人たちのずっと共同作業みたいなのが進んできて、文化的景観という前に、実はこの田染の農村の方たちが圃場整備をやらなくて、現況の村落景観を生かしながらこの村は生きていくという選択をしたんですね。そのときに当時、田園空間博物館というものがありまして、圃場整備、農水省のほうにその辺を考慮した制度があったんで、それに文化財側の人も一緒に入って、まずそれをやって、その後に分県が追認したような形です。その結果、オーナー制度なんか何百人かの方がいますが、当時の調査にかかわった先生方も、もう年2回の田植えと稲刈りには必ずやってきて、そして大学生がバスで仕立ててやってきて一緒に行く、そういったことが行われていまして、それをまた地元の方がものすごく（ちょっと心配するぐらいに）対応いたします。気を使い過ぎるんじゃないかと思われるぐらいやります。何が我々それで支援できているかということ、年間3万円のオーナーとしての寄附だけで、30キロほどもらってやっているんですけども、それも特別地元の収入

の足しになってないかもしれないけれども、自分たちで考えて、この道を選んだということの中で田染の田園・村落景観の保全ということをまず地元がやって、今は我々がさまざまな支援していくという姿です。それから豆田の伝建の場合も実はこれはもうそういう制度が75年にできて、さあなるかならないかということがまだ具体化する前に、その地元の豆田の町の人たちが伝建的な発想で古い町を生かして、伝建のまちづくりが制度よりもずっと先行して、ちょっとこのまま行くと少しオーバーランするんじゃないかというようなことある中で選定が行われました。

したがって、根底のところでは地域運動といえますか、むらおこし、まちおこしというものから身を立ち上げていくと制度があって、それから後、制度がそれを認証するぐらいの形で行くというのが本当は一番いい姿かなというふうな感じがします。これがあっと思ったら伝建になった、あるいは文化的景観になったと。さあどうするかということはなかなか大変なことじゃないかと思えますけども、そういう先行例が私の身近ではありますので、ちょっとご紹介しておきます。

参加者 山形から参りました。本日は貴重なお話、どうもありがとうございました。

前半のお話の中でもちらっとは出てきたんですけども、2020年に東京オリンピックが開催されて、外国のお客様がこれからどんどんどんどん来ることが予想されます。地域の人たちが望むか望まないかはまた別なんですけども、そうした外国のお客様がいらっしゃったときに我々はこれから何を気をつけていかなければならないか。もしくはこれから6年間の間に何か準備できることないんか、あるのか、こちら辺について先生方からちょっと教えていただきたいなと思っております。

段 上 外国からの観光客の増加という問題ですね。実を言いますと大分県というところは割と九州全体そうなんですけども、いわゆる中国とか韓国の観光客が多いところなんです。別府になりますと、中国からの観光船というか、巨大な船でやってきて、もう中国の方が別府の町を歩き回っているというような状況があって、ある意味でいわゆる観光標識も実は中国語とハングルと日本語と英語と、そういう多言語の案内表示をやってます。それと、大分県の場合は留学生の多い大学があるわけですよ。A

PUアジアパシフィック大学であるとか、私のおります別府大学も大体400人ほど留学生がおります。そういう留学生の人たちが実際にいろんなところでボランティアの形でガイド役をやったりということもあるんだそうですけれども、そういう言語の壁を乗り越えるような観光システムをちゃんと構築する必要があるんじゃないか。ですから、大分県の観光ガイドブックは英語、フランス語、日本語、韓国語、それと中国語ですね。こういう形で印刷されているというところが少しずつ、全部ではないんですけども、そういう海外の観光客に対応するようなパンフレットづくりもかなり進んできているという現状ではないのか。こういう海外に向けての観光客に対するものがあれば、何かお考えは先生方ございませんでしょうか。

**五十嵐** 私も大学の教員ですので、多くの留学生を抱えておまして、まず国際交流からなれてくださいという形で観光の国際化に向けた取り組みの第一歩は地元に住んでいる学生を含めた外国人との交流から始まっています。もてなしを考えていくことになりませんが、実は棚田でいいですと今、日中韓で棚田の保全のための組織が立ち上がっております。いわゆる韓国の棚田ファン、そういった人たちが日本の棚田を見に来る。逆もあるんですけども、そういった形で棚田のいわば国際化といいますか、国際的な連携、そういったものが一方で進んでいます。それはつまり一般の通常の観光客というよりは、棚田のことについて関心がある人にまず来てもらわないことにはおそらく文化的景観としての観光の本質的な継続を考えた場合にはそういったものが多分必要だろうと思いますので、まず足元の文化的景観について理解してほしい外国人を積極的に呼ぶなりする観光から始めるべきだろうと、このように私は思っています。

**大森** 今、五十嵐先生がおっしゃっておりますように本当に質のいい観光っていうのをするには、やはりそのところに足を運んでくださる方が本当に興味を持ってきてくださるというのが一番だと思いますので、先ほど大分県はすごくいろんな国の言葉で書かれたパンフレットがあるっていうことでしたけど、かなり外国の方、ホームページは頻繁に見られますから、やっぱりホームページの充実っていうのはまず1つ重要なことかなって思います。外国の方にもわかるように説明をして、またその文化的景

観の本質がわかるような上手な地域での演出っていうのも必要だと思います。それから、受け入れる側ですね。やっぱり外国人を見たら何か緊張するとか、そういうのではなくて、やっぱり受け入れる側の心の準備と申しませうか、フランクに迎えられて、そして守るべきルールはきちんと伝えて、こちらではこういうルールでここを見学しないといけないですとか、あるいは宿泊のときはこういう、そういうのもうきちんと伝えて、あとは本当にウエルカムという感じで迎えられる地域の雰囲気づくりっていうのが大事じゃないかなと思っています。

それと、やっぱり自分たちが望んでいる文化的景観の価値というふうなのがあると思うんですが、それを上手に演出して、そして本質をきちっとわかってもらうっていうようなことを、それは日本人に対してもそうなんですけれども、それを努力すべきじゃないかなと思います。

**後藤** 関連して外国の皆さんにということなんですが、文化的景観の場合は、その選定された根拠というのは非常にはっきりしていますので、例えば先ほどの水田とかになると、アジア、韓国、中国、東南アジア、要するに水田稲作文化圏の人たちっていうものと、そうでない場合があります。やっぱりその小鹿田焼の窯業であればオランダとかドイツとか、要するにこの地元の私どものところにある文化的景観が最も関心を持つ対象というのが、その内容によって相当方向性が変わってくると思うんですね。こちらから売り込みに行くとしたときにそういったことをやっぱり文化的景観の地元の文化的景観の一番特徴というものをしっかり捉えて、パンフレットなどをつくるということではないかな、それによって迎える方向性も少し変わってくるんじゃないかなという感じでおります。

**段上** 先ほど大森先生が釜山に行かれて小鹿田焼の話をするということでしたが、実は小鹿田焼の技術というのは朝鮮半島からやってきた技術であるわけです。そういう点では、いわゆるその文化的景観の特性を理解してくれるような観光客というか、そういう人たちを増やすようなサプライズがやっぱり必要だろう。だから、誰でもいらしゃいではないのかもしれませんが、ある程度その対象になる文化的景観に対する興味関心、そういったものを持っている人をどう掘り起こすかですよね。これを国内の観光だけではなくて海外から来られる観

光客の方もそういうものじゃないかなと私も思うんですが、そういった意味でインターネットのホームページであるとか、パンフレットであるとか、そういう広報活動っていうのをやっていかなければいけませんし、結構今英文のホームページなんかを開設

しているところも多いんで、そういうようなインターナショナルな広報活動っていうのがやっぱり必要なんだろうなと思います。それと、それに興味を持ってもらえる人たちを来たいと思わせるようにつくる必要があるんじゃないかと思います。

## 5. 現地研修会

日時：平成26年10月30日(金) 8時30分～12時15分

行程：日田市役所 → 重要文化的景観 → 重要伝統的建造物群保存地区

参加者：75名

内容：①重要文化的景観・小鹿田焼の里

池ノ鶴集落・石積の棚田と農業について、皿山集落・小鹿田焼について

②重要伝統的建造物群保存地区・日田市豆田町

豆田の町並みと建物の保存・活用について



池の鶴集落と石積み棚田



小鹿田焼陶芸館



皿山集落と小鹿焼



重伝建地区 豆田

## 全国文化的景観地区連絡協議会とは

かつて私たちは物豊かに暮らすことが近代的であるとひたすら信じ、生産性の向上という美名の下、多くの貴重な景観を傷つけて失ってきました。私たちはこの過去の反省に立ち、美しい景観を保存・活用することをもとめられているのではないのでしょうか。

現在、文化的景観が文化財の一つとして位置づけられましたが、その保護の取組みは始まったばかりです。

本協議会は文化財景観の保存に関する各種の課題を共通認識としつつ、相互に情報交換を行い課題解決に取り組み、地域の住民と連携し、文化的景観のあるべき姿の構築のための先導的役割を果たすことを目的としています。

## 全国文化的景観地区連絡協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国文化的景観地区連絡協議会（略称「文景協」）（以下「協議会」という。）という。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 協議会は、加盟する団体が共同して文化的景観の保存整備に関する調査研究、施策の推進及び情報交換を行い、もって文化的景観を育み、地域住民の生活と文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化的景観の保存整備及び調査研究に関する事業
- (2) 情報収集・発信及び普及に関する事業
- (3) 各種要望活動に関する事業
- (4) 会員研修等に関する共益的的事业
- (5) 前各号に掲げるもののほか目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第4条 協議会は、正会員、特別会員及び協議会が認めた賛助会員をもって構成し、当該各号に定める地方公共団体及び団体等とする。

- (1) 正会員 重要文化的景観選定地区を有する自治体及び選定を目指している自治体
- (2) 特別会員 本規約の目的に賛同する都道府県
- (3) 賛助会員 文化的景観の調査、研究、保存又は管理を行う団体等

(会費)

第5条 協議会の会費は、次に掲げる額とする。ただし、特別会員からは会費は徴収しない。

- (1) 正会員 年額 市 30,000円・町村 15,000円
- (2) 賛助会員 年額 5,000円（1口）

### 第4章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、正会員の互選により選任する。

3 協議会に必要に応じて顧問又は参与を置き、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、総会及び役員会の議決並びにこの規約の定めに基づき、協議会の業務を執行する。

4 監事は、業務の執行状況及び会計その他の事務を監査する。

5 顧問及び参与は、会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。

(任期等)

第8条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、その任期が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間は、その任務を行うこととする。

3 補欠又は増員により選任された役員は、前任者の残任期間又は協議会が定める日までとする。

### 第5章 総会

(種別)

第9条 協議会の総会は、年1回とし、会長が招集する。

(構成)

第10条 総会は、正会員をもって構成する。

2 特別会員及び賛助会員は、総会に出席し、必要に応じて意見を述べる事ができる。

(権能)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他役員会から付託された事項等

(議長)

第12条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第13条 総会は、正会員の過半数の出席で成立し、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数並びに出席者数（表決委任者がある場合はその旨）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決結果

## 第6章 役員会

(構成)

第15条 役員会は、正会員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(権能)

第16条 役員会は、この規約で定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会費の額に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他協議会の業務遂行に必要な事項

(議長)

第17条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第18条 役員会は、役員3分の2の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(議事録)

第19条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数及び出席者数（表決委任者がある場合はその旨）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決結果

## 第7章 委員会

(設置)

第20条 協議会に、必要に応じて委員会を設置することができる。

(構成)

第21条 委員会は、会長が指名した会員をもって構成する。

- 2 委員会には、委員の互選により委員長1名を置く。
- 3 委員長は役員会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会員の会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第23条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第24条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。ただし、当該年度の予算が成立していない場合において、当該予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第25条 協議会の事業報告書及び収支決算書は、毎事業年度終了後に速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

## 第9章 事務所

(設置)

第27条 協議会の事務所は、会長の存する自治体に置く。

(事務局)

第28条 協議会の事務所には、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第29条 協議会の事務局には、次に掲げる書類のほか協議会の運営等に関する関係書類を備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入又は支出に関する帳簿及びその証拠書類

## 第10章 雑則

(雑則)

第30条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は平成18年7月18日から適用する。

附則

この規約は平成21年7月9日から適用する。

附則

この規約は平成25年10月4日から適用する。

## 全国文化的景観地区連絡協議会 加盟団体一覧

| No. | 都道府県名     | 首長名        | 役職   |
|-----|-----------|------------|------|
| 1   | 北海道 平取町   | 川上 満       |      |
| 2   | 岩手県 遠野市   | 本田 敏秋      |      |
| 3   | 岩手県 一関市   | 勝部 修       | 副会長  |
| 4   | 山形県 大江町   | 渡邊 兵吾      |      |
| 5   | 山形県 長井市   | 内谷 重治      |      |
| 6   | 群馬県 板倉町   | 栗原 実       |      |
| 7   | 新潟県 佐渡市   | 甲斐 元也      |      |
| 8   | 石川県 金沢市   | 山野 之義      | 副会長  |
| 9   | 石川県 輪島市   | 梶 文秋       |      |
| 10  | 福井県 福井市   | 東村 新一      |      |
| 11  | 山梨県 甲州市   | 田辺 篤       |      |
| 12  | 長野県 千曲市   | 岡田 昭雄      | 理事   |
| 13  | 長野県 飯山市   | 足立 正則      |      |
| 14  | 岐阜県 岐阜市   | 細江 茂光      | 監事   |
| 15  | 岐阜県 恵那市   | 可知 義明      |      |
| 16  | 静岡県 浜松市   | 鈴木 康友      |      |
| 17  | 滋賀県 近江八幡市 | 富士谷英正      | 参与   |
| 18  | 滋賀県 高島市   | 福井 正明      |      |
| 19  | 京都府 京都市   | 門川 大作      |      |
| 20  | 京都府 宇治市   | 山本 正       | 顧問   |
| 21  | 京都府 亀岡市   | 栗山 正隆      |      |
| 22  | 京都府 宮津市   | 井上 正嗣      |      |
| 23  | 兵庫県 朝来市   | 多次 勝昭      |      |
| 24  | 和歌山県 有田川町 | 中山 正隆      |      |
| 25  | 島根県 奥出雲町  | 勝田 康則      |      |
| 26  | 愛媛県 宇和島市  | 石橋 寛久      | 理事   |
| 27  | 愛媛県 松野町   | 阪本 壽明      |      |
| 28  | 高知県 四万十市  | 中平 正宏      | 副会長  |
| 29  | 高知県 梼原町   | 矢野 富夫      | 理事   |
| 30  | 福岡県 豊前市   | 後藤 元秀      |      |
| 31  | 長崎県 長崎市   | 田上 富久      |      |
| 32  | 長崎県 佐世保市  | 朝長 則男      |      |
| 33  | 長崎県 平戸市   | 黒田 成彦      |      |
| 34  | 長崎県 新上五島町 | 江上 悦生      |      |
| 35  | 長崎県 小値賀町  | 西 浩三       |      |
| 36  | 長崎県 五島市   | 野口市太郎      |      |
| 37  | 熊本県 宇城市   | 守田 憲史      |      |
| 38  | 熊本県 天草市   | 中村 五木      |      |
| 39  | 熊本県 山都町   | 工藤 秀一      | 監事   |
| 40  | 大分県 別府市   | 浜田 博       |      |
| 41  | 大分県 日田市   | 原田 啓介      | 会長   |
| 42  | 大分県 豊後日田市 | 永松 博文      |      |
| 43  | 宮崎県 日南市   | 崎田 恭平      |      |
| 44  | 埼玉県       | 関根 郁夫(教育長) | 特別会員 |

平成 27 年 10 月現在

## 全国文化的景観地区連絡協議会 大会開催地一覧

| No.  | 開催日                   | 開催地       |
|------|-----------------------|-----------|
| 第1回  | 平成18年(2006) 7月18・19日  | 滋賀県 近江八幡市 |
| 第2回  | 平成19年(2007) 7月12・13日  | 岩手県 一関市   |
| 第3回  | 平成20年(2008) 7月17・18日  | 愛媛県 宇和島市  |
| 第4回  | 平成21年(2009) 7月 9~11日  | 滋賀県 高島市   |
| 第5回  | 平成22年(2010) 7月 8~10日  | 岩手県 遠野市   |
| 第6回  | 平成23年(2011) 10月 7~9日  | 京都府 宇治市   |
| 第7回  | 平成24年(2012) 10月 5・6日  | 熊本県 天草市   |
| 第8回  | 平成25年(2013) 10月 4・5日  | 高知県 四万十市  |
| 第9回  | 平成26年(2014) 10月29・30日 | 大分県 日田市   |
| 第10回 | 平成27年(2015) 10月28~30日 | 長野県 千曲市   |



## 日本の原風景 文化的景観 2015

発行日 平成27年10月28日

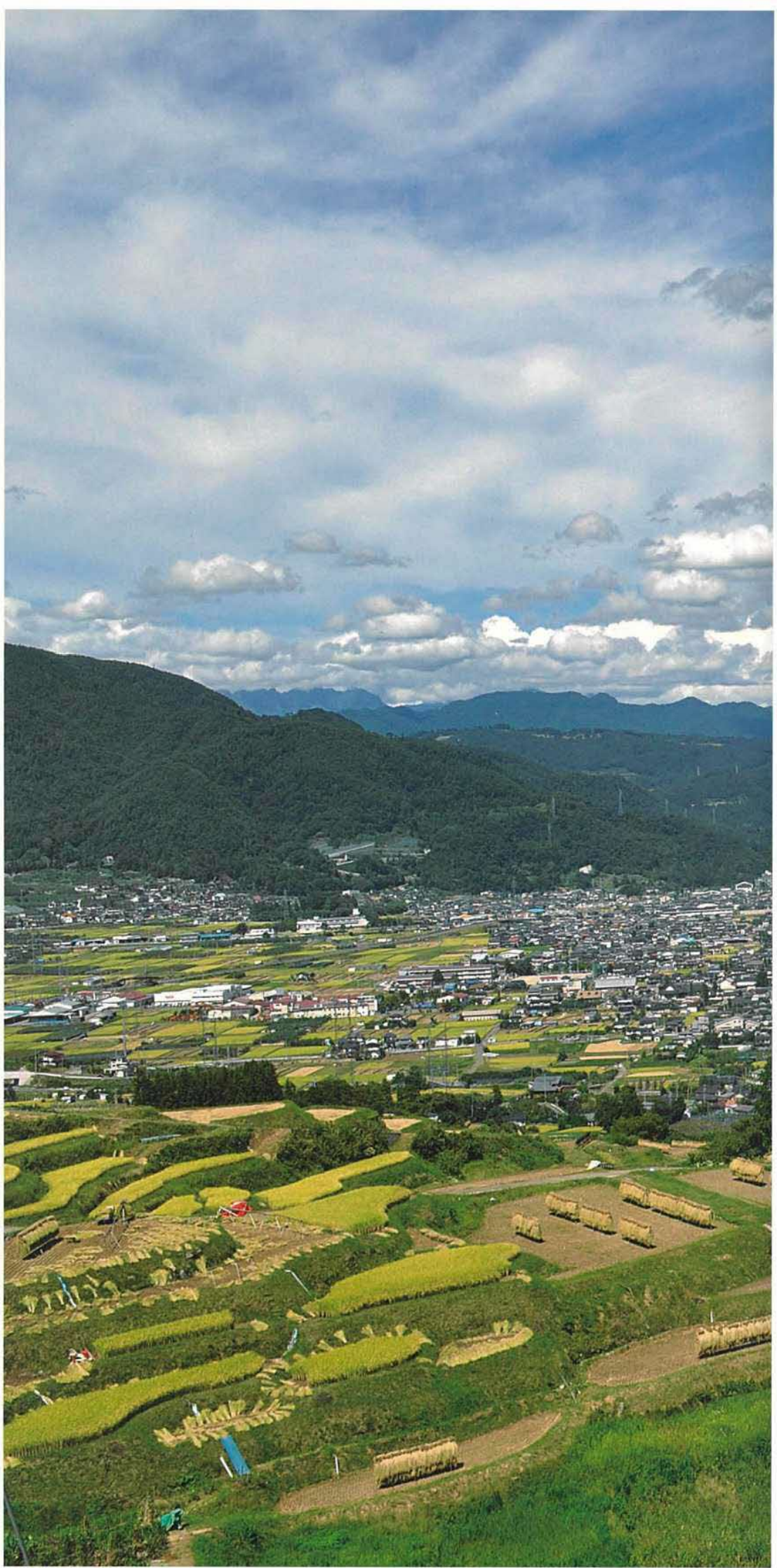
編集 長野県千曲市教育委員会 歴史文化財センター

〒387-0012 長野県千曲市大字桜堂 268-1

発行 全国文化的景観地区連絡協議会

印刷 信毎書籍印刷株式会社

52



藝術文化振興基金助成事業